

予算特別委員会記録

とき 令和7年3月12日

国分寺市議会

予 算 特 別 委 員 会

令和7年3月12日（水）

○ 出 席 委 員

委 員 長	丸 山 哲 平			
副 委 員 長	星 　　いつろう			
委 員	鈴 木 ちひろ	高 野 ふみお	鳥 居 あかね	
	対 馬 ふみあき	中 山 ご う	木 村 徳	
	寺 嶋 たけし	小 坂 まさ代	松 岡 ま り	
	高 瀬 かおる	森 田 たかし	尾 沢 しゅう	
	だ て 淳一郎	及 川 妙 子	皆 川 りうこ	
	久 保 けいこ	はぎの 英 輔	木 島 たかし	
	新 海 栄 一			

○ 審 査 事 項

1 議案第1号 令和7年度国分寺市一般会計予算

午前 9 時 30 分開会

○丸山委員長 おはようございます。ただいまから予算特別委員会を開会いたします。



○丸山委員長 昨日に引き続き、**議案第 1 号 令和 7 年度国分寺市一般会計予算**を議題といたします。

昨日は、款 3、民生費、169、170 ページまで質疑を終了しています。

冒頭、松岡委員より水の持込みの申出があり、これを許可しましたので、御報告いたします。

本日は、款 3、民生費、項 1、社会福祉費、171 ページ、172 ページから進めたいと思います。

それでは、171、172 ページ、御質疑のある方は挙手をお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 進みます。

173、174 ページ。

○高瀬委員 おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

相談支援給付事業に要する経費でお伺いいたします。個別説明票の通し番号 67 番になります。

そこは障害者が障害者支援施設等から地域生活へ移行することを促進するために、特定相談、一般相談、相談連携の強化、支援事業を新たに実施して、そこに補助をしていくということでの増額ということです。この内容について、詳細を教えてください。

○宮外障害福祉課長 本事業は令和 6 年度に都が補助事業を開始しているものでございます。相談支援事業所が、入所施設ですとか、長期入院をしている方のサービス等利用計画を作成する場合において、地域移行を目的とした報酬算定外業務が発生することがあるんですが、その内容について補助金を交付するというものでございます。

原則、報酬はサービス等利用計画作成時ですとか、モニタリングの継続サービス利用支援時のみに発生します。作成月ではないですが、本人と関係構築のために行った面接ですとか、親族や事業者などとの個別調整など、報酬算定外となっているものがございます。そちらについて、1 件当たり 1 か月 1 万 2,000 円ということで補助をしていくという事業でございます。

○高瀬委員 分かりました。今までは計画策定としかしていただけれども、そこには入っていなかった入所をしている方が地域に帰るときの様々な相談だったりとか、あと地域に帰ったときの連携の体制だったりとか、そういったところをやる場合に、1 か月 1 万 2,000 円をお支払いするという内容だったかと思えます。

100 万円ほどの予算がついているわけなんですけれども、これはこれまでの実績等に応じたものなのか、ちょっとその辺教えてください。

○宮外障害福祉課長 現在、そのような支援を行っている方がどのくらいいるだろうかとということで、市内の計画相談の事業所に少し聴取をしたところ、大体 5 人ほどはいそうだとことが分かりました。それプラス、本事業を開始することによって、プラス二、三ぐらいは、これに取り組んでくださる事業所が出てくることを期待して積算をしてございます。

○高瀬委員 分かりました。

入所の施設だったり、あるいは病院だったりから退院して地域に戻るというのは、かなり丁寧に進める必要もありますし、本当に地域に戻ってから、どういった暮らしができるかということも非常に大事だと思っておりますので、そこについては丁寧に進めていただきたいと思いますし、そこに今回のように補

助をつけることによって、さらにその促進が進むということであれば、本当に歓迎すべきものかなというふうには思っておりますので、そういったところも事業者さんだったり、ぜひ、周知を進めていただき、よりよく地域生活に戻れるように支援をお願いしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○皆川委員　ただいまの高瀬委員の質疑に関連して、この相談支援給付事業のところでは。

今、おっしゃっていましたが地域移行に関しては、国分寺市障害者地域自立支援協議会のほうでも課題になっていて、こうやって一歩ずつ進んでいくということでは大変評価したいと思います。

そこですが、この相談支援体制に関しては、かねてから課題があるということで、こちら一般質問等でも取り上げていますが、そもそも令和6年度の、まだ終わっていませんが、取組と、また令和7年度、新年度の予算ということですので、その辺り、令和7年度に向けて、どのように担当としては見解をお持ちなのか、お聞かせいただければと思います。

○宮外障害福祉課長　令和6年度については、事業所の皆さんですか、今、委員おっしゃった自立支援協議会、こちらのメンバーの皆さんから、様々な御意見を聴取して、検討を重ねてまいりました。

まず、複数事業所の共同体制をつくって、報酬の加算を取っていくというような新しい取組、これはもう法に基づくものですが、この辺りができないだろうかというような協議を行いました。こちらについては様々なハードルがございまして、今のところ協議保留になっているところではございますが、実現に至る直前のところまで協議を重ねた経過がございます。

あとは、新規利用者で、どうしても希望したいという方の受入れについて、基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所間で受け入れられるところはないかという個別の調整を行ったりもしてございます。

あとは、相談支援専門員の初任者研修への推薦の依頼を例年よりも多い形で行わせていただきました。

あとは、今年度、まだちょっと結果出ていないんですが、セルフプランを作成している方へ、なぜこのような結果になっているのか、事業所がないからか、御希望されたからか、そのようなあたりの意向の調査というのを始めているところでございます。

このあたりの取組や検討を進める中で、個々の事業所における人員増に向けた取組というのも、それぞれで実施していただいているところでございますが、市としまして、障害者センターについて指定管理の事業所のほうですけれども、こちらの人員増をもって、まずはセルフプランの解消を目指していくということで、予算化をさせていただいているものでございます。

○皆川委員　詳細にありがとうございます。

まず前段で、令和6年度には各事業所が複数体制でできないかということで検討されたということです。

そもそも、こういう事業所の加算をつけるのに、事務手続も大変だという話も聞き及んでおります。それがなおさら複数ですと、協力することによって知恵も出ると思いますが、具体的に実務的にどうするかという課題もあるのかなと思ってお聞きしました。

ただ、それに向けて取り組んでいらっしゃるということでは、ぜひ、また進めていただきたいと思っております。

今、相談支援専門員のことをおっしゃっていましたが、そもそも専門員も足りないということで、そういう意味ではセルフプランが多くなっているということもあるわけなんですけど、一応、予定としては、令和7年度、何人くらいとか、障害者センターのほうで人員増やすということもおっしゃっていましたが、その辺の相談支援に関して、強化するという意味での人員を増やすということなのか、その人数、もしお分かりになれば教えていただければと思います。

○宮外障害福祉課長 私どものほうで予算化をしているのは、先ほど申した障害者センターの内容でございます。

それぞれの事業所での取組については、令和7年度に入ってみないと、その結果、分かりませんので、今お答えするのは難しいです。

○皆川委員 分かりました。相談支援専門員が少ないということでは、現実的には、実は国分寺市だけということでは多分ないと思います。全国的にも課題になっている部分かなとは思っております。とはいえ国分寺市で、ここ何年間か、当事者団体の方からも、相談員の不足、またセルフプランの問題、言われておりますので、解消に向けて、一步ずつ、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

昨年に比べますと、本当に格段に、その取組というのは、目に見えて、市としても取り組んでいるというのは受け止めさせていただきたいと思います。その意気込みといいますか、それについて一言だけいただいて終わります。

○宮外障害福祉課長 今現在、セルフプランを利用されている方で希望されている方が、ぜひ、相談支援を、計画相談を利用していただくということ、希望される方が利用していただくことを目指してございます。来年度以降も、その取組を継続してまいりたいと思います。

○丸山委員長 そのほか、このページでありますか。

○中山委員 よろしく願いいたします。

関連でお聞きしますが、この相談支援については、国のそもそもの単価が安いという問題もありまして、以前、委員会でも、市独自の加算ができるできない含めてですけども、私は加算していくべきではないかということを求めたこともあります。今回のこの計上というのは、それとはまたちょっと違うものという理解でよろしいのでしょうか。

○宮外障害福祉課長 市独自の加算についても協議を1年かけてしてまいりましたが、それについては整理に至りませんでしたので、今回の予算計上には含まれておりません。

○中山委員 分かりました。ただ継続して整理は続けていかれる、検討は続けていかれるということなんでしょうか。

○宮外障害福祉課長 加算という部分が、どこに対してどのようにという部分を、なかなか整理し切れなかったものですから、継続の課題にはなると思いますが、必ず実現できるかどうかというところも現在は分からない状況です。

○中山委員 今の答弁に対して、私も全て、その内容、仕組みを把握しているわけじゃないので何とも言えないところなんですけども、何か、でも方法はあるんじゃないかなというような気は私はしておりますので、引き続き求めたいと思います。

このセルフプランについて、相談支援を受けたいと希望されている方は、相談支援を受けられるように目指していくという答弁がありました。ちなみに今、このセルフプランをされていて、相談支援を希望されているけども、相談支援を受けられなくて、セルフプランされている方というのは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○宮外障害福祉課長 先ほども申したんですが、今年度から、なぜセルフプランになっているのかということの現状を皆さんに聞き始めたところでございます。まだ、その結果が取りまとめられておりませんので、その実態の数については、申し上げるのは難しいです。

○中山委員 今後、そこも把握されていくという理解でよろしいですか。

○宮外障害福祉課長 現在始めております実態調査の結果がまとまりましたら、ある程度の結果は出てくるものと考えております。

○中山委員 分かりました。結果が出たところで、担当委員会への報告は求めておきたいと思います。

多分ここだと思うんですけど、今朝、ニュースを見ていまして気になったのが、障害者の施設入所とかグループホームへの入所の申込みをされて、しかし、入れないでいる、いわゆる待機している方の把握についてなんですけど、そもそも、このページでよろしいですかね。この障害福祉サービス等に要する経費のところかなと思うんですが、ここで質疑してもよろしいですか。

○丸山委員長 大丈夫です。

○中山委員 ありがとうございます。

ニュースでは129自治体にアンケートを取った結果、49自治体、38%が把握していないという回答だったということなので、恐らく法的な義務はないんだと思うんですけども、国分寺市としては、こういう申込み施設ですとか、グループホームへの申込みをされて入れなかった、入れないでいる方の人数というのは把握をされているのでしょうか。

○宮外障害福祉課長 実態として、グループホームに入所したいが、合わないで入れないというようなお声はちらちら聞くことはあるんですが、数値としてまとめられているものは、国分寺市では、まだございません。

○中山委員 まだございませんということは、今後は考えているということなのでしょうか。

○宮外障害福祉課長 まず、入りたいという方については、一旦、事業所、グループホーム側に問合せを利用されたい方がしていくということも考えられますので、その人数の把握の仕方の部分から考えないといけないことかなと思います。

○中山委員 これで終わります。

そうですね。待機者の定義というのばらつきがあるってニュースでやっていました。ただ、把握している自治体では、中には緊急性についても、保育園のようなイメージなんだと思うんですけども、そういう基準も設けて取り組んでいる自治体もあるということなので、今後の課題として受け止めていただければと思います。

例えば、そのニュースでやっていたのは、80歳を超えている親御さんが、障害のあるお子さんと同居しているけども、もうやり切れないと、一緒に同居し切れないと、しかし、子どもの行き場がなくて、どうしたらいいのかと、こういったような事例が紹介されていました。国分寺市でも、こういった事例もあるかどうか分かりませんが、今後出てくることは考えられますし、必要な方に必要な対策をしていくというところでは、まず把握が大事なのかなと思いますので、要望して終わります。

○高瀬委員 障害福祉サービス等に要する経費のところ少し関連します。

今議会の補正予算の中でも、報酬単価が上がったので、障害福祉サービス等については増額の補正が出ておりました。それはとても重要なことだと思っております。

一方で言われていたのは、例えば、生活介護などだと、今回の障害福祉サービスの改定により、今まで同じようにやっても報酬が下がってしまうことがあるというのを聞きはしているところなんですけども、そのような事業者に対しての状況というのは把握されていたら教えていただきたいと思います。

○宮外障害福祉課長 個別の事業所から、少しお声を聞くことはございます。今までの実施の体制を続けていくということになると、今回の報酬単価を当てはめると減算になるというような事業所があるという

ことは聞いております。全ての事業者から聞いているわけではございませんので、お声として伺ったことがあるという感じでございます。

○高瀬委員　中山委員の御質疑の中でも、例えば、そういった加算を独自につけるとかいうのはなかなか難しいのかなというふうには理解はしているところです。

高齢者のほうもそうなんですけれども、国の制度が変わる中で、地域の事業者がだんだん厳しくなってしまうという状況が見えてきている部分は確かにあるんだと思っています。なので、そういったところについては、ぜひ、国にも上げていただきたいですし、東京都、あるいはほかの自治体とも連携しながら、事業所が継続して事業が行えるような体制が崩されることがないように、さらに本当だったら充実しないといけないと思うんですけれども、そこについては、ぜひ、声を上げていただきたいと思いますし、市の中でもできることについてはやっていただいている部分あると思っていますので、そこについて、さらに検討を深めていただきたいと思います。見解をお伺いしておきたいと思います。

○宮外障害福祉課長　冒頭で委員がおっしゃっていただきましたとおり、やはり障害福祉サービスを支えているのは多くのサービス事業所の皆さんというふうに認識をしてございます。国の報酬改定もサービスをよくしていくためのものというふうに捉えておりますので、その内容と、現在それぞれがやっていたいるサービスの内容、それを合わせて、どういうふうに、実際のお客様によりサービスが提供できるかということを考えていただく必要があると思います。その中で我々も御相談を受けてまいりますので、共に考えていきたいと思います。

○丸山委員長　それでは、このページ、よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○丸山委員長　続けます。175、176ページ。

○中山委員　成年後見制度利用支援事業に要する経費のところ、資料を出していただきました。ありがとうございます。資料第30号になります。

この間、この成年後見制度を利用する際の費用負担について、低所得者への助成を拡大していただきたいという要望を上げておりまして、そのことかと思うんですが、若干この資料の説明をしていただいてもよろしいでしょうか。

○宮外障害福祉課長　こちらは、成年後見制度の利用支援事業についてということで請求資料を出させていただきました。財政補助がなければ制度の利用が困難な方に対して、申立てを妨げないために、費用負担を補助するという内容でございます。

内容は、資料請求の内容のとおりといえぱとおりなんです、申立費用助成、こちらについては、本来申立てをする本人が負担するということになっていますが、こちらの助成を新設することと、あとは報酬費用助成ですね。審判が確定した後に、成年後見人等に支払いをしていく報酬、こちらの費用負担の助成、この対象者を広げることというふうに考えているものでございます。

○中山委員　ありがとうございます。

今、答弁されていたように、財政的な理由で、この制度が利用できないというのは、私もそれは改善しないといけないだろうと思っていましたので、あとは、これを事業化していただいたことは、一定評価をさせていただいております。また、今後、より利用拡大につながるように検討していただければというふうに思います。

一点気になるのは、これ、ここで聞いていいのか分からないんですけど、一緒なので。高齢者ともある

んですけども、この制度利用、この制度の拡充については、障害者だけなんでしょうか。

○土井地域包括ケア担当課長　高齢者も対象に含まれておりまして、特別会計のほうで計上させていただいております。

○寺嶋委員　補装具費支給事業に要する経費に関して質疑になります。

こちら補装具費支給事業に関しては、国の施策といった部分で、厚生労働省のほうからも、この補装具に関しての種目一覧が出ておりまして、確認させていただくと、車椅子から始まって、眼鏡であったり、補聴器であったり、歩行器など、かなり幅広いものを補装具としてカウントしているかと思います。

その上で質疑になるんですけど、1人の障害をお持ちの方が、この支給制度を利用できる上限の数みたいな部分ってあるのかという点と、加えて、じゃあ、仮にそれが2品目であった。2種目、2品目であった場合、足が悪い上に耳も実は悪くて目も悪いといった方は、理想であれば、車椅子、眼鏡、補聴器、この3つが必要だけれど、2品目で限られているから、どれかは補助を受けられないみたいな、そういった部分があるのでしょうか。お伺いさせていただきます。

○宮外障害福祉課長　制度の説明というところになるかと思います。この内容でございますが、障害によって失われている機能を補填するという内容のものでございます。

先ほどの御質疑では、例えば、幾つかの障害のある方が、それぞれに対して補装具の支給を受けられるのかどうか、まずはそれが一点だったと思います。

そちらについては、先ほどおっしゃっていただきました、3つほど障害があったと思いますが、その方については、それぞれの補装具費の支給ができるということになります。

ただ、類似の内容、例えば、同じ内容のものを2点とか、同じようなジャンルのものですね。

同じような機能を持ったりする場合については、いずれか1点とか、そのような形で考えているものでございます。

用途によって、どうしても2点、外出用とおうち用と必要というような内容については、御相談を受けて、必要な内容として支給を決定することもございます。

○寺嶋委員　かしこまりました。ありがとうございます。

基本的には、一つのジャンルにおいては1点で、臨機応変に、その部分は、対応は都度検討、その場での検討になっていくという認識ですね。うなずかれていますので、わかりました。

その上で、今回の予算は前年度とほぼ変わらず計上されているということで、ここの部分、かなり介護など非常に、前段のほうにあった内容も非常に重要だと思うんですけど、一定、ここの部分は、自立支援にもかなりつながってくる部分かと思いますので、予算も限られておりますが、こちらの制度をうまく活用することによって自立につなげていくことはかなりできる部分なのではないのかなと。特に児童に向けてであったら、早い段階からこの制度を利用することによって、大人になってからだとちょっと難しい部分も、子どもの頃から補填することによって、そちらに慣れて、しっかりと自立していくという側面もあるのかなと思うので、ここの部分はぜひとも引き続き利用のほうは、拡充をしていただけるのがいいのかなと思いますので、そちらは意見として残させていただきます。

○丸山委員長　よろしいですか。

○皆川委員　事前に課長とお話しさせていただいて、ここのページの理解促進研修・啓発事業に要する経費というところでお聞きしたいと思います。施政方針にありましたが、直接的には予算は計上されていなかったということで、こちらでお聞きします。

令和7年度の施政方針では障害者差別解消支援協議会の立ち上げについて触れられているところです。代表質問で、過日、小坂議員も取り上げていらっしゃいました。これに関しては令和7年度の取組について、どういうことを取り組んでいくのか、内容も含めて御説明いただければと思います。

○宮外障害福祉課長 令和7年度については、1年をかけて協議会の設置に向けた準備に取り組ませていただく予定でございます。

外部の委員に対しても委員を務めていただくような方向性を考えたいと考えておりますので、まずは予算化に向けて、協議会の成り立ちについて整理をしてまいりたいと思います。

あわせて、協議会のことだけではなくて、合理的配慮の義務化についても、令和6年度から始まっておりますので、その辺りの普及啓発を様々なイベントを通して実施していきたいと思います。

○皆川委員 分かりました。イベント実施に当たっては、特に予算はないですが、何かしら、中でやりくりはするんだろうなと思います。

今、おっしゃいました、まさにそういう意味では令和8年度に本格実施といいますか、協議会のメンバーも含めて予算化してやるんだということです。令和7年度は準備期間ということは承知いたしました。

準備期間ということですので、どこまでなされるかというのは本当に開いてから検討する部分もあると思いますけれども、本当にこれに関しては積極的にしっかりやっていただきたいという思いであります。

国のほうでも障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部が昨年開かれたということも報道されております。まさに障害によつての障壁を取り除くのは社会の責務であるという障害の社会モデルですね。そういう考え方でのお話でした。

今、合理的配慮に関しては、本当、義務化されて、それまでは公の機関だけだったんですが、民間のほうにも義務化されたということですが、何かその辺のところで、令和7年度では合理的配慮に関する、民間に対してですけれども、周知なり、情報提供なり、何かしていくということなのか、予算をかけないでやるのかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○宮外障害福祉課長 予算はあまりかけない形で周知を進めていくということを考えております。ホームページですとか、あとは市報等、いろいろな媒体を使ったものが、まずベースになると思いますが、それ以外も、様々な出会いの場を通して周知に努めてまいりたいと考えております。

○皆川委員 分かりました。ぜひ、周知の点、今からまさにやっていっていただきたいと思います。

これの重要なところでは、公務員の意識改革というものも重要なんだということも考え方としてあるようです。いろいろ研修等々を通じて、まさにインクルーシブな社会をつくるということでは、必要な事業だなど思っております。

事前に、要綱とかいただけますかと伺いましたら、まさに、まだそこまで至っていないということでした。要綱に関しても令和7年度中には出来上がるんだと思いますが、分かる形でお示しいただきたいと思います。

あと、もう一つなんですけれども、今の段階では全て盛り込むことは難しいと思うんですが、ぜひ、障害者の方の居住の問題ですね。居住支援のことに関しても視野に入れていただきたいということ。併せてジェンダーの視点。本当に障害があつて、また女性、マイノリティの方というのは、本当にまさに差別の、ある意味、世界、全体的にもかなり厳しい状況にあるということで、ぜひ、このジェンダーの視点と居住支援という部分も視野に入れた形で進めていただきたいということについて、見解だけいただいて終わりたいと思います。

○宮外障害福祉課長 居住支援に係る問題については、今までも何度か御意見いただいているところでございます。今のところは、自立支援協議会の精神保健福祉部会のほうで丁寧な協議を進めてきているところでございます。

今後に向けても、よりよい体制につながるように、協議を進めてまいりたいと思います。

女性という部分についても、そのことによって差別につながるようなことにならないよう、取り組みたいと思います。

○丸山委員長 このページ、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 それでは、続けます。

177、178ページ。

○小坂委員 本日もよろしくお願いいたします。

移動支援事業に要する経費のところで伺いをいたします。

これにつきましては、令和5年度決算額、令和6年度予算も見ますと、毎年約200万円ずつ拡充をしていただいていることが分かります。昨年6月の及川議員の一般質問の際にも、この移動支援事業、生活の充実を図るため重要だというような見解が述べられていました。令和6年度、グループ支援、短期入所、連泊中の利用、また通学について、訓練という名目で利用の範囲を広げていただいたかと思うんですけども、令和6年度、まだ終わってはおりませんが、この利用の状況ですとか、ヘルパーが足りていたかどうか、その辺り、御担当として感じていらっしゃることを伺いをいたします。

○宮外障害福祉課長 令和6年度から工夫をして始めた内容の実績でございますが、まず通学に関する訓練、こちらについては、実人数でお二人の方が利用に至りました。あとはグループ利用ですが、実人数として29名の方が利用いただいたという実績がございます。

ヘルパー不足については、いわゆる、こういった福祉の業界での従事者の不足というところは全体的にはございますが、この事業を実施するに当たっての直接的なヘルパー不足に対する御意見等は受けてはございません。

○小坂委員 今年度もそうですが、来年度もガイドヘルパー養成の講座について予算をつけていただいておりますので、こちらもヘルパーのほうを拡充していくといいなというふうに思っております。

広がっていただいた2名の利用があった通学の訓練に関するものなんですけれども、こちら訓練ということで、3か月という期限が区切られておりまして、小学校3年生までは13時間、4年生から中学生までは17時間、高校生は22時間というような時間の制限が設けられています。利用された方からは、この時間数ではとても訓練には足りないというような御意見も聞かれますが、御担当として、この時間数については、どのようなお考えでしょうか。

○宮外障害福祉課長 本事業は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域支援事業で、障害者の余暇活動支援を目的として始まっているものでございます。

自治体の実情に応じて内容を定められることになっていきますので、自治体ごとに、多少、様々な運用をしているというのは承知しておりますが、通学や通所については、そのほかの手段の状況と併せて、適用を考えたいというふうに考えております。

時間についても同じように考えております。

○小坂委員 ぜひ、御検討をお願いしたいと思います。

大阪府の豊中市では、以前も御紹介をいたしました、通学の支援制度としての移動支援をやっております。先ほど合理的配慮という言葉も出ましたが、こういった観点からも、子どもの学ぶ権利を守っていただきたい。保護者が送迎できない場合、学校を休まざるを得ない、また保護者が仕事を手放さざるを得ないというような実例も、本市の中で実際に起こっているところです。

武蔵野市では、ひとり親などの要件はありますけれども、小学生で年間240時間、中高生で260時間の通学に対する移動支援をつけているということも分かりました。ぜひ、今後、御検討を続けていただきたい。

また、ヘルパーに対してですけれども、報酬の面について、実際に移動支援をする時間のみの支給となっているようで、学校や依頼先の御自宅に行くまではつかないといったような声も聞かれますが、この辺、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

○宮外障害福祉課長 現状では、サービスを実施した時間を算定しております。

○小坂委員 この点についても併せて御検討をいただきたいと思います。要望で終わります。

○丸山委員長 そのほか。

○及川委員 関連でお伺いしますが、先ほど通学と通所に関しては、その他の手段、考えているというお話、検討しているかちょっと分かりませんが、どういう手段があるのか教えてください。

○宮外障害福祉課長 通学や通所については、そのほかの手段の状況と併せて考えたいというふうなことを申しましたが、通学にはスクールバス、通所には通所事業所の送迎サービスというものが、まずございます。こちらの状況と併せて、この福祉の移動支援をどういうふうに絡めていくのかというのは検討していく必要があると思います。

○及川委員 国のほうでも、私も一般質問のとき言いましたけど、基本が余暇活動に対するサービスの支援になっているので、障害者の場合、学校に行ったり、そもそも仕事をしたりという観念が昔なかったんですが、今、国のほうでも、仕事もどんどんやっている人もいますし、増やしていこうという中で、移動手段ってすごい必要なので、そういうサービスがないと仕事を続けられないという方、今、増えてきているんですよね。ですから、今後、そういう方向に多分シフトしていくと思うので、もし、いろんなほかの手段があるのであれば、市のほうでも御検討いただきたいと思います。

私も本当、相談を受けているんですけども、行き詰まっちゃって、もうどうにもならなくて、親御さんもだんだん年を取ってくるので、毎日送迎しているんですよね。それで、やっぱりそれは変えられない、どうしてもほかの手段がないということなので、自分が元気なうちはいいけれども、体調が悪い時なんかもあるので、その時はほかのサービスも少し利用したりしているようですけれども、公共的なサービスとして経常的に使えるようなものがあるべきだと思いますので、今後の課題ですけれども、ぜひ、御検討いただきたいと思います。

地域支援事業に要する経費のところで、個別説明票の通し番号71番で役務費になりますが、新庁舎の移転後の窓口サービスの充実を図るため、映像通訳サービス使用料というのを計上したということで、多分もう使っていらっしゃるのか、実例あるのか、どういうものなのか、それについて教えてください。

○宮外障害福祉課長 このサービスは、1月の新庁舎供用開始に合わせて導入をしてきた内容でございます。昨年の9月の補正予算で組ませていただいて、来年度についても引き続き実施をしていくものでございます。

現在、1月から運用を始めておりまして、タブレットに、その向こう側に通訳者が現れて、来ていただいた市民の方、あとは職員、あとそのタブレットの先の通訳者の通訳を介して意思疎通を図るというもの

でございます。こちらは手話通訳を我々としてはお伝えをしておりますが、外国語も対応してございます。
1月からの実績では、外国語で三、四件ぐらいの実績があったというふうに確認をしてございます。

そのタブレットについては、障害福祉課と市民課に設置をして、1階、2階で主に運用を図っております。

○及川委員 分かりました。三、四件の利用があるということと、外国人の方も増えているので、うまく多分使えているんだと思います。理解しました。

○丸山委員長 このページ、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 それでは、続きます。

179、180ページ。

○高瀬委員 障害児支援事業に要する経費のところで伺いたいします。

医療的ケア児支援関係者会議委員謝礼について、まずはお伺いしたいと思います。

12万4,000円ということでは、令和7年度についても3回の開催を予定されているのかなというふうには見えています。国分寺市医療的ケア児支援関係者会議設置要綱のほうにも、人数とか様々出ておりますので、そこも後で教えてください。

それで、この関係者会議なんですけども、令和2年から始めていて、多くの関係機関や、あと庁内でも、いろんな部署の方が集まって議論されてきているものと理解しています。この間には、実態把握調査なども行ったということで報告をいただいているところです。

このような取組があって、国分寺市でも保育園だったり、あるいは学校、また学童に医療的ケアのある子どもたちが通えるようになってきたんだなというふうに理解はしているんですけども、これまでの取組、また令和7年度に向けて、これからまだこういうところの課題があるから話し合っていきたいというようなことがあれば、まず、お聞かせいただきたいと思います。

○宮外障害福祉課長 本取組でございますが、まずはこの会議を通して、医療的ケア児に対応する関係者が一堂に会して、現在実施しているそれぞれの内容を共有し合うということから始めております。

今年については、特別支援学校の先生からお話いただいたこともございましたし、市内の保育園、あとは公立学校の入学に際して、どのような点に苦勞されたかというようなことを、市の職員からも報告をいただいたりしているところでございます。その報告について、それぞれの専門職から、どんな支援ができるのか、自分たちの事業では、こんなふうに行っているというような御意見が出ておりますので、それぞれがスキルアップする機会として、充実した内容で進めてこれたというふうに感じています。

令和7年度に向けてのところでございますが、今後、公立の学校や保育園、その辺りに、医療的ケアを要しながら入っていく子たちがどんなふうに入って、どんなふうに住生活をしていけるんだろうかということ、成長に伴って、どんな課題が出てくるんだろうかということ、その辺りについては継続して協議していく内容になるかと思います。

○丸山委員長 先ほどの質疑で、回数が令和7年度も年3回かというところがあったかと思うので。

○宮外障害福祉課長 回数は、そのとおり年3回で実施をいたします。

○高瀬委員 分かりました。ありがとうございます。

関係する方たちが集まり、どういったことが必要かということから、また先に進めていく。子どもたちも成長していきますので、どういった支援が必要かということも、また変わってくることもあるかと確かに

思いますので、ぜひ、そこは進めていただきたいと思っています。

医療的ケアが必要ということで、保護者の方も、また子どもたちも不安を抱えることもあると思うんですけれども、そういったところも丁寧に話をしていくということでは、時間もかかるでしょうし、お互いが納得できるような形、あるいは何かの災害だったりとか、あるいは急な困難な支援が必要な場合もあると思いますので、そういったところまで、しっかりと共有して行ってほしいというふうに思っています。

恐らく、そういったところもやっていただいているのかと思うんですが、そういった中で医療的ケア児コーディネーターの方がいらっしゃると思います。例えば、保育園から学校だったりとか、つないでいくという意味でも非常に大事な役割かと思っておりますが、少し医療的ケア児コーディネーターの方の役割と、あと、今やっていらっしゃることを教えていただきたいと思います。

○宮外障害福祉課長 医療的ケア児のコーディネーターといいますのは、現在、一定の研修を受けまして、研修受講者が名のっているという内容でございます。当市においては、障害福祉課に2名いる保健師が、その資格を持って動いております。

現在ですけれども、特に公立の小学校、保育園、児童館、あとは学童、その辺りを利用される方にどのような配慮が必要だろうかということを、保護者、あとは入所先というんですか、通学先というんですか、そちらの皆さんと一緒に考えていくような仕事をしております。

あと、サービスの提供事業所とのつながりも持っておりますので、そことどのように進めていけばいいのかというような会議を持ったりもしています。

○高瀬委員 分かりました。ありがとうございます。

この関係者会議の中で、さっき全体でスキルアップしていくというお話もあったんですけども、そのスキルアップした力を横につないでいながら、さらに広げていくということが必要と考えておりますので、そのコーディネーターには期待をしていきたいというふうに思っております。

それで、もう一点、在宅レスパイト・就労等支援業務委託料です。

これも今回の補正で、ここは令和6年度は10月から始めたということで減額補正になっていました。当初予算で見ると、令和6年度よりも74万4,000円の減額になっているんですけども、ここについて、考え方と進め方を教えてください。

○宮外障害福祉課長 考え方としては、今年状況を踏まえて、実績を適切に見込んだ人数で積算をさせていただいたというものでございます。

○高瀬委員 令和6年度は新たに始めた事業で、10月からということで、まだ6か月ほどということではあるかと思うんですけれども、そこは実際の保護者の方だったり、いろんな声も聞きながら、この減額をしたということで理解してよろしいでしょうか。

○宮外障害福祉課長 今年度、半年ですけれども、皆さんの声を聞いたり、実績を見ながら、このように決めてきたということでございます。

○木島委員 若干関連するんですけれども、この医療的ケア児の支援に関しては、先日の厚生文教委員会でも少し議論になっていた部分もあったかと思うので、そこで現状の取組についても承知をしたところでございます。

その上で、障害児の通所支援に係ることなんですけれども、全体を通してというか、今、令和5年度の事務報告書を見ているんですけれども、今年度の予算と比較して、令和6年度の予算書を、私、見ていないので、そことの比較も必要だとは思いますが、放課後等デイサービスなどが、ちょっと増加傾向

なのかなというふうにも見てとれますし、この辺り、どういう傾向にあるのか確認をさせていただきたいと思います。

○宮外障害福祉課長 児童福祉法に基づくサービスの内容のことかなというふうに承知をいたしました。

児童発達支援、放課後等デイサービスについては、微増という形で推移をしてございます。

児童発達支援については、令和6年度に2つ事業所が市内にできたりしておりますので、そうすると利用されたい方というのは増えていくという状況です。

ただ、人数というよりも、1人当たりの通う回数が増えているというような印象を受けてございまして、それで扶助費が伸びていく傾向が現在ございます。

○木島委員 分かりました。

いずれにせよ、この事務事業評価のところでは、コメントも出ておりますけれども、拡大・拡充していく方向だというコメントになっています。

これに基づいた上での、令和7年度のこの事務事業の取組になると思うので、その辺りについて、この医療的ケア児も含めた取組になると思いますけれども、この事務事業における、新年度の拡大・拡充に向けた、どのような取組を全体的に講じていかれるのか、この点について確認をさせていただきたいと思います。

○宮外障害福祉課長 医療的ケア児に関しましては、サービスが後発だったということもございますので、今、現状ある内容を必要な方にお届けするように進めてまいりたいと考えております。

あとは、従前からあるサービスについても、障害理解の推進ですとか、そのサービスにつながりやすい利用者側の背景というのものもあるのだろうというふうに思います。こちらについては、我々としましては、事業所から開設等の相談を受けることもございますので、この辺りのサービスについては、市としては、ぜひ、開設していきたいというような御相談を先方から受けたときには、進めてまいりたいというふうに思います。

○丸山委員長 このページでほかにありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 続けます。

181、182ページ。

○木村委員 福祉関係団体の補助金に要する経費に係って、国分寺ハンディキャブ運営委員会補助金というのは、これはいわゆる移動の支援をするドライバーの、運転士の人件費等に充てられるのが、中心なんではないでしょうか。まず確認なんですけども。

○宮外障害福祉課長 補助金の使い道ということだと思いますけれども、人件費も含む運用に必要な経費というふうに捉えてございます。

○木村委員 ここで、いわゆる一般の方々が乗られるぶんバスも、料金改定をするわけですが、ぶんバスも一つの目的は福祉目的ということも言われていまして、ハンディキャブの移動支援なんか、まさにそれが100%と言っても過言ではない。

以前からハンディキャブのほうではドライバーの担い手不足というか、ドライバー不足ということの訴えを耳にするわけなんですけども、現状、直近でもドライバー不足は解消していないという認識でよろしいんでしょうか。

○宮外障害福祉課長 細かい人数のところまで承知しているわけではございませんが、今年も年明けに関

係の方にお会いした際には、ドライバーの数が不足しているというようなことはおっしゃっておられました。

○木村委員 分かりました。

以前、国分寺市議会のメンバーでもあった釜我元議員なんかも、たしか担われているかと思いますが、なかなか、その担い手不足というのは、先ほど例に挙げたぶんバスなんかも似て非なる事業でありますけども、移動のための福祉的な要素も含めての手段ということでは共通をしているわけで、ただ、これ850万円という補助額は従前から変わっていないわけで、そういった、現にドライバー不足等、まさにぶんバスと同じ状況にあるわけでもありますし、ぶんバスはドライバー確保のためというか、人件費のためという目的も語られているわけですから、当初予算ではともかくとしても、今後、ハンディキャブのドライバーの担い手確保のために、この補助額の見直し等という検討というのは行うべきかなとは思いますが、その辺、担当はどうお考えになりますでしょうか。

○宮外障害福祉課長 補助額の直接的なことに関して、ハンディキャブの皆さんと検討していることが現在ございませんので、実情として、どんな形になっているのかという部分はつかみながら、考えてまいりたいというふうに思います。

○木村委員 分かりました。じゃあ、これで終わりますけども。

現に今、御担当のほうからもおっしゃっていただきましたし、ハンディキャブのほうからも、ドライバーが足りないという声は聞いていますので、ぶんバスのほうで、いわゆるドライバーの人件費を上げることによって確保がかなうのかどうかという、別な事業でありますけども、参考という意味で、様子を見ながら、それでぶんバスの担い手不足が解消するのであれば、それは有効な手段として考えられますので、そういったところを検証しながら、もし、この補助額を上げることが有効な手段であるということであれば、今、現に抱えているドライバーの担い手不足という、その解消のための一つ的手段として、補助金の額の再検討というのは国分寺ハンディキャブ運営委員会のほうと御協議いただいた上で御判断いただければいいかなとは思いますが、ぜひ、その辺の検討はよろしくお願いいたします。

○久保委員 よろしくをお願いします。私も、今、木村委員がおっしゃった関連で確認をさせていただきたいと思います。

ちょうどこのハンディキャブの運営の状況及び車の台数も大変多く動かれているというふうにもお聞きをしています。車の維持の部分であるとか、具体的にドライバー不足というところを中心に、悩みがたくさんあるというふうにもお聞きをしておりますので、実際、今の運営の状況、先ほど御答弁でもおっしゃっていましたが、運営の状況等、十分相談、把握をしていただいて、今後、補助金も含めて、いろいろな形で支援をお願いできればというふうに思っておりますので、併せて意見を述べさせていただきます。一言お願いします。

○宮外障害福祉課長 本補助金については、補助金審査会の中では、以前ではございますが、自主財源による運営を目指すように収益を見込めるような取組と一緒に考えてはいかがかというような意見がありまして、そこを共有してまいりました。

ただ、以降、世情も変わっているという状況がございますので、実際の状況については、捉えてまいりたいと思います。

○丸山委員長 このページ、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長　それでは、進みます。

183、184ページ。

○皆川委員　184ページの難病者に要する経費のところでお聞きます。

実は昨年4月から、指定難病患者の方に対して、福祉や就労などの各種支援を受ける際に使える登録証というものが発行されたということでもあります。これに関して、市として何かしら対応する必要があるのではないかなと思っておりませんが、現状、どのようになっているのか教えてください。

○宮外障害福祉課長　診断を受けている事実を確認する必要があるときに、毎回、診断書を出す必要がないというメリットが、この登録証にはあると思います。

特に医療受給者証については紙の受給者証が発行されるわけですが、その発行に至らない軽度の方については、診断を受けていても証明するものがないということで、国のほうで昨年度から始めているというふうに確認をしております。

特に就労等において、その実情があるということを示して、必要な便宜があるようであれば、それを求める証明になり得るとことが期待されているというふうに考えていますが、実際については、運用の状況がまだ分かりませんので、こちらでお伝えすることができないかなというふうには思います。

ただ、このような制度ができたことについては、多くの人に知っていただきまして、難病の認識が広がり、登録者証が活用できる場が広がるということというのは期待をしたいというふうに思います。

○皆川委員　ありがとうございます。これについても、私、当事者の方からも、そういうものがあるんだけど、国分寺市はどうなんだろうという話からの疑問でお聞きしたところです。

市としても、新しい制度のようですので、まだ十分に把握されていないということです。今後、情報収集には努めていただきたいと思います。

これはマイナンバーカードとの連携ということもあるようですので、医療的に、難病の方含めて、マイナンバーカードを持っていられる方が、これから便利に活用していただくことは重要だと思いますので、それについては、都度、当事者の方からもお声あるかも分かりませんが、情報提供、また収集などを行っていただきますよう、要望して終わりたいと思います。

○丸山委員長　このページ、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○丸山委員長　それでは、続けます。

185、186ページ。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○丸山委員長　187、188ページ。

○皆川委員　188ページに、児童発達支援センターつくしんぼの施設維持管理ですとか、療育に要する経費ということで計上されております。このつくしんぼに関しましては資料請求しておりまして、資料第25号です。

これまで、つくしんぼの運営体制に関しましては、私から見れば二転三転というような印象もあるところなんですけど、支援体制の強化と取組ということでは施政方針にも述べられていましたので、資料請求いたしました。

まずは、この資料について、数字は数字として理解するんですが、数字の内容と、あとはどういう体制になるのか、少し説明をしていただければと思います。

○前田子ども発達支援担当課長 資料について、まず御説明させていただきます。児童発達支援センターつくしんぼの支援体制の強化と取組の充実についてということの資料を提出させていただいています。

まず、支援体制の強化といたしましては、資料にあるとおり、時間額会計年度任用職員から月額会計年度任用職員へ置き換えて、2名の月額会計年度任用職員を増員いたします。増員した職員は児童発達支援事業に配置してまいります。市民に寄り添った、より丁寧な療育プログラムの実施と質の高い相談を実施してまいります。

また、具体的な取組の実施につきましては、市民から要望の高い感覚統合訓練の専門相談の回数を年間27回から48回へ拡充いたします。

ここで感覚統合について御説明させていただきます。

感覚統合につきましては、遊びを通して、意欲や体のコントロールする力、生活動作を育てるために必要な支援について考えていくものとなります。この専門相談を通して、援助の方法、環境の設定、使いやすい用具等をお子さんの関わりを通して見つけていくものになります。

この専門相談につきましては、つくしんぼの内部の事業の中で活用するとともに、つくしんぼが中核的な児童発達支援センターとして、外部の民間施設、それから保育園・幼稚園等へも拡充していきたいと、そのように考えているところです。

○皆川委員 御説明いただきました。かなり、まさに体制の強化と取組に関しても、回数も含めて、人員体制も含めて、強化していくということが理解できました。

ただ一方で、もちろんこういう人数を増やすですとか、訓練の回数を増やすということは重要なんですけども、実態として相談にしろ、訓練にしろ、この方はもう予算内の段階だから今日で終わりですというような形で、しゃくし定規にやってもらっては困る部分もあるかと思います。そういうところは利用者、当事者の御家族の皆さん、お子さんの状況を見て、現場でしっかり判断してやっていただきたいなと思っているところですが、その辺りについてのお考えはいかがでしょうか。

○前田子ども発達支援担当課長 今、委員のほうから話があったとおり、市民に寄り添った対応ということで、その相談は一人一人違いますので、その相談に合わせて対応してまいりたいと考えています。

○皆川委員 障害者全体として、相談員の不足については先ほども申し上げたところですが、特に児童、これから本当に成長していく中で、親御さんの不安というものは計り知れないものがあります。そういったときに相談員の方が、今、課長もおっしゃいましたが、本当に寄り添った形で相談業務に当たっていただきたいというふうに思っております。

その場合、つくしんぼだけではなくて、本当に関係機関、昨今は保育園にも通って、また、このつくしんぼに通うというようにお子さんもいる状況ですので、通われている保育園であったり、関係機関との連携、学校に行けば学校とも関係すると思いますので、そういうところの連携もしっかりやっていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○前田子ども発達支援担当課長 つくしんぼの相談件数、ここは年々増加しているところです。そこには、保育園、幼稚園、それから学校からの相談ケースもありますので、つくしんぼだけではやり切れないところがあります。そこにつきましては、地域と連携をして、つくしんぼが先ほど申した児童発達支援の中核的な施設として運営できますよう、それぞれの施設と連携を取って、強力な体制をつくって進めていきたいと考えています。

○皆川委員 ぜひ、お願いいたします。

いわゆる相談支援専門員の方が利用のプランをつくりますよね。その後のモニタリングというのも非常に重要ですし、ここ数年はセルフプランの方も多くなっているということです。ぜひ、セルフプランについて、その方はセルフプランをつくりたくて、もちろんつくる方もいるかもしれないんですが、つくらざるを得ない状況という方も現実いらっしゃるということでは、本当に寄り添った、ニーズに合った形でやっていただきたいと思います。

その後、モニタリングもするわけなんですけれども、民間の施設、以前、視察に行ったときに、本当に丁寧にモニタリングをしていらっしゃいました。ですから、これは何か時間で決まっているんですか。モニタリングの時間は30分とか1時間って決まっているものなのか、ちょっと分かりませんが、現状と、もし、そういう時間の上限があるのであれば、そこにとどまらずに、何時間もやればいいのかということではもちろんないんですが、一定配慮した形で、モニタリング、御相談という時間を配慮していただきたいなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○前田子ども発達支援担当課長 時間についての決まりはありませんので、そのお子さんに応じて進めてまいりたいと思っています。

○皆川委員 よろしくお願ひいたします。

本当につくしんぼに関しましては、直営でかねてからやっていて、本当に他市からも視察に来るくらい注目されておりました。一相談機関を民間にということで、市としての方針が変わり、また今回、直営ということにはなるわけですが、そういう部分では、保護者の方たちの本当に不安というものが現実あったということで、市としては、その辺はしっかり反省を踏まえてやっていただきたいと思います。

民間の施設からも、本当にこのつくしんぼに関しては期待が高く寄せられておりますので、ぜひ、その期待に応えるような取組をやっていただきたいと思いますということを強く願ひまして、一言いただいて終わります。

○前田子ども発達支援担当課長 まず、相談支援事業所に関しましては、昨年、様々なところで二転三転ということで、まず利用者の方に不安、それから御心配をおかけしていたことを反省しております。

今後につきましては、センターとして、先ほど委員のほうからもありましたとおり、つくしんぼが、ほかの施設から信頼されて、期待に応えられるような施設として、これからは様々な情報発信したりとか、研修とか、あと講演等を実施する中で、それぞれの関係機関に情報を発信していく中で、信頼をしていただけの施設として進めてまいりたいと考えています。

○丸山委員長 このページ、質疑のある方。

それでは、一定時間たちましたので、10分程度休憩します。

午前10時41分休憩

午前10時55分再開

○丸山委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本日の進行についてなんですが、本日はスーパーノー残業デーということでございますので、5時までには終えたいと思っています。

また、どこまで行くかということなんですが、正副委員長で熟議を重ねた結果、民生費を終了するところまで行きたいなと思っていますので、その点、皆様に特段の御配慮と御協力、お願いをしたいと思っています。

それでは、休憩を閉じて、再びの委員会を再開いたしますので、それでは小坂委員。

○小坂委員 私もつくしんぼの療育のところで質疑をさせていただきたいと思います。

過日、教育のところでも質疑をさせていただいた特別支援教育説明会についてです。こちらのほう、学校指導課とつくしんぼの共催ということで毎年行われているということで、ここでも質疑をさせていただきます。

令和5年度の事務報告書のほうでは、256ページの一番下の段に、この説明会の参加者等の数字を出していただいています。こちらの説明会ですが、これに限らず、教育と福祉の連携については、ずっと要望が続けているところです。毎年、どのように教育と連携し、この会が実施されているのか、お伺いをいたします。

○前田子ども発達支援担当課長 今、委員から話がありました特別支援教育説明会ですけれども、これにつきましては、当初、こどもの発達センターつくしんぼの保護者会の一つとしてスタートしています。それがスタートしてから、つくしんぼ以外に市内のお子さんが通っている児童発達支援センター賀川学園とか、清瀬市の日本社会事業大学附属子ども学園とか、そういったところにも御案内をしたり、保育園の障害児枠、そこにも広げて現代に至るところです。

今は、先ほど教育との連携というところがありましたけれども、教育と連携を取りまして、学校指導課との連絡会というのを年3回持っていますので、そこで話を進めながら、連携を取って進めているところです。

今、教育委員会のほうのホームページに、特別支援教育の説明会をホームページに載せて、あとは市報にも載せて、広く市民の方が、不安を抱えている方が全てその説明会に参加できるような、広く周知を図りながら、教育と連携を取りながら進めているところです。

○小坂委員 これまでの経過についてもお話しいただきまして、ありがとうございます。

今、広く周知をしてくれているということで、通常の保育園等にも周知をしていただいて、まだ療育につながっていないお子さんの保護者に対しても、こうした会があるということを周知していただいているということ、認識をしております。

こちらの事務報告書によりますと、引継ぎ会というような文言が見れますが、この引継ぎ会について教えてください。

○前田子ども発達支援担当課長 この事務報告書に出ている引継ぎ会の件なんですけれども、ここにつきましては、隣にある就学支援シート利用者、こちらのほうがつくしんぼの利用者の中で就学支援シートを作成している件数になります。

この中で、希望のある方に関しまして、4月以降、学校へ引継ぎ会を実施して、就学支援シートに記入されている内容、そこで気になるところ、こちらから伝えたいこと、そういったところを学校に丁寧に引き継ぐ、そのような会になっています。

○小坂委員 就学支援シートを利用し、また引継ぎを希望する保護者の方が希望すれば、引継ぎ会ということで学校に出向いて、引継ぎをしていただけるということです。

これに関しても、こうした支援があるということを御存じないと、利用できないことになると思いますので、必要とされる方、また就学のタイミングで取り残される子どもや御家庭がないように、こちらのほうについても、こうした支援があることの周知を重ねてお願いしておきたいと思います。

あと、こちら、学校見学についても、参加者数とかが出ておりますが、今年度の学校見学についての状況についてお伺いをいたします。

○前田子ども発達支援担当課長 この学校見学につきましても、これまでつくしんぼが主催をして、つくしんぼの利用者、それから、先ほど言ったように学習会、つくしんぼの保護者以外にも徐々に広げてきたところです。

ただ、今は学校のほうで、それぞれの学級で学校見学日を設けていますので、そこについて、こちらから御案内をして、見学のほうに参加させていただいているという状況になります。

そこにつきましては、事務報告書のほうでも、つくしんぼがやっている事業、そうでない事業と今後分けて、つくしんぼがやっている事業に関して事務報告書のほうに載せていく、そのように切り替えていく時期かなと思っていますので、そこは整理させていただきたいと思います。

○小坂委員 今後整理をされるということで、現在（５）就学に関する相談等というところの記載が、次の事務報告書からは、ちょっと変わってくるというような理解でよろしいでしょうか。

○前田子ども発達支援担当課長 先ほど言ったとおり、つくしんぼがやっている事業、それ以外に関しまして、表記を改めていきたいと思っています。

○小坂委員 これまでつくしんぼが中心となって、障害児の就学に対する支援をやってきていただいた部分が徐々に学校主体に変わってきているのだなというのが御答弁から分かりました。

先ほど、休憩前の御質疑で、つくしんぼがセンターとなることで、市内の基幹センターとしても、しっかりやっていくという御答弁ありましたので、今後も学校との教育と福祉の連携については、しっかりとやっていただきたいと要望して終わります。

○及川委員 関連でお伺いしますが、先ほど木島委員とのやり取りで、新しく令和６年度に児童発達支援の事業所が２か所増えたというお話でしたが、そうすると、今、民間では何施設あるんでしょうか。

○丸山委員長 時間がかかるようなら、その旨、申してください。

○宮外障害福祉課長 確認をいたしますので、お時間いただきたく存じます。

○丸山委員長 それでは一旦保留ということでよろしいでしょうか。

○及川委員 そんな１０も２０もないと思うので、数は後で教えてもらいたいんですけど。

先ほど中核的施設としての役割云々ということで皆川委員とのやり取りがありましたが、民間施設のほうも情報発信とか研修とかをやられているようですけど、また施設も増えているし、そこら辺の連携をすごく密にしてもらいたいということと、それから、もうちょっと指導的役割というか、リーダーシップを発揮して、いろいろやってもらいたいという御要望もあったので、お伝えしておきます。今、新しく、また組織も変わって走り出しているところだと思いますので、この新しい事業者なんかも目をかけていただいて、連携を密にやっていただけるように要望したいと思いますので、一言いただいて終わります。数は後で合間で教えていただければ。

○前田子ども発達支援担当課長 今、委員のほうからあった話につきましては、しっかりと受け止めて、こちらのほうで意識を高めて進めてまいりたいと考えています。

○丸山委員長 それでは、数については後ほど分かり次第ということで、このページ、ほかにありますか。
（「なし」と発言する者あり）

○丸山委員長 進めます。

189、190ページ。

○皆川委員 福祉センターの管理運営に要する経費なので、もしかしたら、ちょっと担当が違うのかなと思うんですが、福祉センターの長寿化に向けて、令和７年度施政方針では取り組む予定のようですね。

こちらで聞いてよろしいですかね。福祉センターなものですから。長寿命化に関して、どのように考えているのかということをお教えいただければと思います。

○丸山委員長　もう総務費で終わっている箇所だということなんですけど。

○皆川委員　令和7年度に予定されているということで、予算自体はもう過ぎてしまったんですけれども、こういう新しい動き、一つの動きかなというふうには思われます。そういう場合、ぜひ、利用者の皆様、福祉センターの関係の皆様にも丁寧に、今、どういう状況なのかということも含めて、福祉センター側としては説明していく必要があるのではないかと思いますので、その点だけ御答弁いただいて終わります。

○丸山委員長　管理、周知という意味で、どのような対応をされていくのかということで整理をさせていただきます。

それでは御答弁いただきたいと思います。

○小峯地域共生推進課長　丁寧に周知のほうをさせていただきたいと思います。

○丸山委員長　しっかり丁寧にやるという御答弁だったので、よろしいでしょうか。

それでは、190ページはよろしいですね。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長　じゃあ、190ページまで終了といたしまして、先ほどの確認が取れたということなので、障害福祉課長。

○宮外障害福祉課長　令和7年3月現在の市内の児童発達支援事業所数ですが、6か所でございます。

○及川委員　随分増えたなという印象ですが、今、グレーというか、発達障害って小さいときだと本当よく分からないところもあるので、ただ親御さんも、随分、最近意識も変わってきて、そういうところに熱心に、小さいときから、やっぱり早期の療育が大切ということなので、通わせていらっしゃるお子さんも多いと思います。今後も多分増えていくんじゃないかなと思うんですけど、それぞれ療育方法が、先ほど、感覚統合でしたっけ。それぞれの療育方法もいろいろあるみたいなので、どこでやっているのがいいとか、そういうのも知りたいようなんですよね。それで、その事業所独自でやっていることもあるし、何か有名な先生の学説とかで取り入れているようなところもあると思うんですけど、その辺も情報交換して、それぞれの子に合ったのって、多分、みんな同じじゃないと思うので、そこら辺のところは丁寧に市のほうも情報提供していただければいいかと思うし、それが合う子と合わない子が、またいると思うんですよね。その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

○丸山委員長　答弁はよろしいですか。

それでは、続けます。

191ページ、192ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長　それでは、193、194ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長　195、196ページ。

○中山委員　一番下の子育て推進に要する経費のところ、子ども食堂について資料請求したんですが、ちょっと遅くて、26市の調査ということで間に合わないということで資料は取り下げたんですけど、質疑させていただきたいと思います。

今、大分広がってきているかなと思うんですが、26市の中で子ども食堂に補助している自治体ですね。

その辺、最近の傾向をどのように捉えていらっしゃるか教えてください。

○千葉子ども若者計画課長 近年でございますが、東京都の補助金の組替え等も少し入ってくるような状況がございますので、少しずつ増えているというような印象を受けております。

○中山委員 東京都としては、子ども食堂を子どもの居場所として、その中の一つに子ども食堂も位置づけているような雰囲気ではいるようです。

東京都の資料なんですけども、ざっくりとした調査という感じなんですけども、市部26市の中で、171か所の子ども食堂が行政からの補助を受けてやられていると。行政以外からの補助を受けている団体も55か所あると。子ども食堂の箇所数としては、この東京都の資料によると、26市で299か所あるというようなデータも出ています。

東京都としても、先ほど述べましたように、居場所としての子ども食堂の在り方について、開設に向けてのいろんなアドバイスですとか、それなりに力を入れてやっているところなのかなというふうに思います。そういったことも受けて、先ほど子ども若者計画課長のほうからも徐々に増えつつあるのかなという答弁でしたけども、国分寺市として、この間、子ども食堂への補助というのは考えていない。考えていないというか、いろいろ課題があるということはお聞きをしていますが、今後、この政策的な発展については、どのような考え方があるか、それとも今までの答弁の延長線というか、そのままなのか、その辺、お聞きできればと思うんですが。

○千葉子ども若者計画課長 今、委員からお話がありましたように、子ども食堂というのは、子どもの居場所の一つかなというふうに考えております。市のほうとしては、子どもの居場所については推進をする計画を立てておりまして、地域の見守りとか、あとは地域の力を活用させていただいて、そういった趣旨も踏まえて、居場所のほうは今考えているところでございます。

その中で、現在、市の中でも、子ども食堂を行っていただいている場所も中にはございます。ただ、必ず市の補助が必要かどうかというところも踏まえて、今後は研究をする必要があるかと思っております。

子どもの居場所については、現在、児童館でも、いろいろなイベントというか工夫をして、子どもたちがたくさん来てもらえるような状況も増えてきておりますし、また、プレイステーションでも、夕暮れカフェとか、時間を延長して、中高生も来れるような場所ができております。

また、今回、議会の中でもありましたが、公民館のホワイエ等で子どもたちが勉強していたりとか、居場所として時間を紡いでいるような場所もありますし、また最近では、市役所の1階とか2階、2階のエレベーターで上がった辺りまでは、放課後に子どもたちが来て、何か話をしたりとか、居場所として使っているような場所もございますので、市としては、これから子どもたちや若者が安心して過ごせる場所を充実させるために、様々な子どもや若者の声を聞きながら、その視点に立った居場所づくりというのを進めていき、自分に合った居場所を見つけられるような情報発信をしてまいりたいというふうには考えております。

○中山委員 その点は私も全くというか、ほぼ同じ思いではあります。居場所としては、いろんな居場所が必要だと思います。その中で、当初は困窮世帯を対象にしたような位置づけもありましたけども、今、それにとどまらず、今、答弁もあったような居場所、私もいましたけど、居場所として、そして孤食をなくすですとか、様々な要素がこの子ども食堂に入ってきています。

答弁ありましたように、必ずしも全ての子ども食堂が補助を求めているかというのは、私もそうでない可能性もあるんだと思います。補助なしでやっていきたいという団体さんもいらっしゃると思いますし、

しかし、中にはそうでない、何か支援が必要な団体もあるのではないかとこのように思っていますので、今、全体的な居場所を推進していくという答弁ありましたので、その中の一つとして、きちんと調査しながら、こういった団体がやられているのか、一定程度把握されていると、子ども食堂も把握されていると思うんですけども、それ以外にどういうところがあるのか、それぞれの団体がどういう状況なのかというのはいろいろ調査も必要だと思いますので、全体的な居場所として、そしてその中の子ども食堂としての在り方も、ぜひ、前向きに検討していただきたいと思いますので、一言いただいて終わります。

○千葉子ども若者計画課長　　現在は、子どもの居場所をつくっていただいている方の関係者懇談会もございますので、そちらでいろいろな意見を直接伺いする機会がございます。そういったところからいただいた意見を踏まえまして、こういった居場所が市の中で必要なのかということも考えながら研究してまいりたいと思います。

○中山委員　　すみません。それで一つ、先ほどの答弁の中で、公民館のホワイエであったり、市役所も私も土日も含めて来ていますけど、かなり利用があります。子どもたちですとか、あと夫婦で小さいお子さんを連れていらっしゃったり。中学生ぐらいの子どもたちは、結構それなりの遅い時間まで使っています。こういうところも、市役所だけでなく、ホワイエを含めてできるような、居心地がいいというか、使い勝手がいいのもそうですし、開放するのがまず大事なんですけども、さらに居心地がよくなるような支援していくというのも大事だと思いますので、その点は一言つけさせていただいて終わります。

○丸山委員長　　御意見ということですね。

このページ、そのほか。

○鈴木委員　　前のページと続いているところで、児童手当支給に要する経費で、196ページだと扶助費の部分です。個別説明票の通し番号78番になります。

去年から補正予算のところや所管の委員会で、児童手当の拡充が国からなされているというところで、制度改正ということで、支給される方が非常に増えているというところは把握しているんですけども、この内容について確認させていただきたいと思いました。

これ所得制限の撤廃や、支給期間、これまで中学生だったのが高校生までになるというところもあるんですが、個別説明票に書かれている内容について、③のところなんですが、カウント方法についてです。

現在、高校生年代までの扱いを見直して、第3子以降の範囲を拡大というふうにあるんですが、ここについて少し説明いただければと思います。

○山元子ども子育て支援課長　　こちらのカウント方法の変更でございますが、第3子のカウントに、いわゆる大学生年代で扶養に入っているお子様を入れることができるようになったという変更でございます。

○鈴木委員　　分かりました。市のホームページでも22歳というところで、改正、変更後というふうに表が示されていることは確認させていただいております。今の説明も聞いて、その認識が間違いなかったんだと改めて思ったところです。

それで本当にこの児童手当の支給を御自分ができるのかというふうに思われている保護者の方も、やはりまだまだいらっしゃるんじゃないかなと少し思っているんですけども、対象の方には、もう既に申請書を送付していらっしゃると思うんですが、この申請の申込みが3月31日までということで、今現在、分かる範囲で、申込み件数というか、その割合ですね。送付した人に対して、どれぐらいバックが来ているのか、また締切りを過ぎてしまった後の対応について、この2件をまとめてお願いいたします。

○山元子ども子育て支援課長　　まず、申請の状況でございますが、3月10日現在で、こちら制度改正に関

しては新規申請が3,082件、あと額改定が2,768件の御申請をいただいております。

制度改正の案内と申請の勧奨については、お子様がいて、今回の制度改正の対象になる可能性のある全ての世帯に送っているものですが、中には住所地で手続の必要のない公務員世帯に関しても一定数含まれているものですが、そちらの想定数を除きますと、ほぼ申請のほうは出切っているのではないかと判断をしておりますが、ただ、万が一、制度改正を知らなかったことによる申請漏れがあつてはいけないということで、3月に入りましてすぐに、出ていない御家庭に関して、再度の再勧奨の通知のほうを送っております、それによって、また、少しではございますが、ぽつぽつと出ている状況でございます。

○鈴木委員 分かりました。詳細に対応していただいて、ありがとうございました。

○小坂委員 地区拠点親子ひろば事業に要する経費のところで伺いをいたします。個別説明票の通し番号80番になります。

今回、新しく事務事業として番号を振られ、地区拠点を別にするすることで、親子ひろば事業がとても数字的にも分かりやすくなったなというふうに感じております。拠点親子ひろばについては、令和6年度に東部の事業者が替わり、来年度は西部の事業者が新しくなるかと思いますが、事業者が替わったことによる影響、利用者の声、また来年度に向けて、引継ぎ状況などを確認させてください。

○坂本子育て相談室長 令和6年度に事業者が替わりまして、4月の出だしに関しましては、利用者が一定少なくなる傾向がございました。ただ、ある程度、事業運営が安定してきまして、また様々なイベントなども行っております。そういった中で、新しい令和6年度からの事業者が、その事業者の特色を生かした事業運営を行っているというところで、利用者の方からも、そういったところについては評価している声も聞いてございます。

○小坂委員 令和7年度、西部拠点についての引継ぎの状況をお伺いします。

○坂本子育て相談室長 令和7年度の西部地区拠点親子ひろば事業ですが、事業者のほうが決定的にしまして、今現在、引継ぎの準備を進めているところでございます。

こちら4月から円滑に事業運営ができるように、今、実施に向けて準備を進めている状況でございます。

○小坂委員 ありがとうございます。東部の拠点の事業者については、私も昨年、視察に伺いまして、週末開館ですね。男性保護者の利用が多いことですか、また、自主事業として、休館日を使って、外国人の親子向けの親子ひろばというのをやっていたりしているなど、きめ細やかに対応している様子も拝見しております。

西部につきましても、来年度、新しい事業者になるということで、そうした事業者ならではの取組も始まってくるのではないかなと思っております。ぜひ、引継ぎの状況を丁寧に見ていただいて、利用者の方がより利用しやすくなるように、市としても、しっかり見ていただけたらと思います。一言いただいて終わります。

○坂本子育て相談室長 4月から始まる西部地区拠点の運営事業者の変更におきましては、今現在、円滑な移行ができますよう、準備を進めております。

また、新しい事業者のほうからも、今、様々、意見交換をしております、より市民の方が利用しやすい親子ひろばを目指していきたいというふうに考えてございます。

○久保委員 関連でお聞きいたします。

この地区拠点の親子ひろばのところですけども、西部地区については、今の状況、小坂委員とのやり取りで把握できましたので、その点、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回から中央の地区が親子ひろばが始まり出すということで、新しいいずみひろばのところの部分を教えていただけますでしょうか。

○坂本子育て相談室長　今回、令和7年4月に、いずみプラザの中に今まで未整備だった中央地区の、名称としては、中部地区拠点親子ひろば、愛称としては、いずみひろばということで令和7年4月に開設をいたします。現在、中部地区拠点親子ひろばの4月からの開設に向けて、今、準備を進めているところでございます。年間のスケジュールといいますか、講座、イベント、こういったものも、今現在、計画を進めております。

これは、今、ホームページ等も準備を進めておりまして、こちらのほうが準備ができ次第、公開していきたいと思っておりますが、今現在、西部地区拠点親子ひろばのほうも運営しているところもございまして、基本的には4月切替で広報していきたいというふうを考えてございます。

○久保委員　分かりました。

この三つの拠点に広がってというところで、地域ごとに拠点が近くなるというふうにお声をお伺ひしているところもあります。どうかこれからも、この親子ひろばが充実して、3つの拠点それぞれに、しっかり皆さんのニーズにお応えできるような運営になるように、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○小坂委員　関連でお伺ひをいたします。

いずみひろばができるということで、もしかして、以前、どこかで御答弁があったかもしれないんですが、泉町の親子ひろば、こちらについて、次年度どうなるのか教えてください。

○坂本子育て相談室長　こちらにつきましては、昨年は議会の中で、一定、口頭で御説明させていただきましたが、泉町の親子ひろばは、いずみプラザにいずみひろばを設置することに伴いまして、3月末をもって廃止をいたします。

こちらにつきましては、ひろば内で利用されている方々に丁寧に周知をしているところでございます。

○丸山委員長　このページ、よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○丸山委員長　続けます。

197ページ、198ページ。

（「なし」と発言する者あり）

○丸山委員長　199、200ページ。

○皆川委員　200ページです。ファミリー・サポート・センター事業に要する経費でお聞きします。

今、親子ひろばの話がありましたが、今度、ひかりプラザのほうに、ファミリー・サポート・センターの機能と一緒に一体ということで、新たに開設される予定になっております。

私も実はこのファミリー・サポート・センター、新しい事業者に移るということで、あまり大きな声では言えないんですが、私も援助会員でありますので、説明会に参加させていただきました。それで本当に実に多くの利用者が参加されていて、御意見、御質問が出されておりました。まずは前倒しで説明して、説明会を2回開催されたということで、それについては、ありがたいと思っております。

そこでお聞きしたいんですが、予算からすると、要するにファミサポと親子ひろばと別々に計上してあって委託するんだと思いますが、そういうことになりますよねということと、あとファミサポに関しては、

昨年より金額が上がっているの、特に個別説明票にもないんですが、この金額の根拠も教えてください。

○坂本子育て相談室長　　今、御質疑が二点ございまして、まず一点目でございますけど、親子ひろばの部分とファミリー・サポート・センターの部分、こちらは別々で予算計上してございます。

二点目の増額理由でございますけども、今回、初年度というところで、ホームページの開設、またサイト作成の費用、導入経費、そういったものを初年度に見込んでございます。

○皆川委員　　初期費用で必要な部分を計上したということです。

それで新しい事業所に替わるということで、それ自体、様々な時代、状況、社会背景等々あつてのことと理解いたします。これまで社会福祉協議会のほうで委託したわけなんですけど、本当に皆さん、真面目にももちろんやっていただいて、ベテランの方ばかりで、その辺で人が替わることにに対する不安の声もあつたんですけども、その辺り、担当としては、どのように認識していらっしゃるでしょうか。

○坂本子育て相談室長　　事業者が替わることにに対する不安の声というのは、私ども市のほうにも届いております。

それを受けて、今回2月末と3月の初めに説明会を2回開催をいたしました。説明会の中で、新しい事業者の方も御紹介させていただいて、利用者の会員様に御不便をおかけしないように、円滑に運営事業者の移行をしていくことをお伝えしております。

今後とも会員様の不安を解消できるよう、円滑な導入を進めて、準備を進めてまいりたいと考えてございます。

○皆川委員　　新たに決まった事業者に関しては、市内で別の子ども関係の事業を担っているということで、その部分は経験があるかと思いますが、ファミサポ事業は新しいという、親子ひろばもそうですけどね。そういう部分で、そういうところでは未経験ですけども、しっかり引継ぎをやっていただきたいと、まずは思っております。

それで、このファミリー・サポート・センター事業は、事務報告書でいいますと273ページで、圧倒的に援助会員が少ないんですよ。これは前から、その課題については議会でも取り上げ、多くの委員も取り上げているところなんですけど、この援助会員をまず増やすというところで、市としては課題であったり、今後の見通しであったり、その辺、どのようにお考えなのかお聞かせください。

○坂本子育て相談室長　　今回の受託事業者ですけども、ファミリー・サポート・センター事業、都内で1自治体、実績がございまして。

援助会員の確保については、非常に課題であるというふうに考えてございます。

今回、西部拠点親子ひろばとセットで委託する理由のメリットとしましては、親子ひろば事業を使って、援助会員の確保に向けて工夫できないか、進めることができないかというところで、これを行っていきいたいというふうに考えてございます。

具体的には、親子ひろばの中でもファミリー・サポートの援助活動ができますので、例えば、体験ですとか、お試しであるとか、預かりのそういったものをまずやっていただいて、それを通して、ファミリー・サポート・センターの援助会員のほうにやっていただくような、そういうふうな工夫というか、イベントというか、そういったものも今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○皆川委員　　分かりました。いろいろ様々な角度から考えていらっしゃるんだということが理解できました。

私自身も援助会員、数少ない経験の中で、親子ひろばで、まさにお子さんを預かった経験があります。

親子ひろばですので、ほかの利用会員、お子さんもいらっしゃいますし、そういう部分では、ほとんどがお母さん方ですが、いろいろコミュニケーションを取ったりとか、そういう場でもあるなということは理解しております。

援助会員に関しては、本当に課題だなと思うのと、あわせて、以前、だて委員も取り上げていらっしゃいますが、とにかく1時間当たりの単価が800円なんです。私はほとんどボランタリーな気持ちでお預かりしていましたが、でも責任はありますから、そういう部分では致し方ないかなと思うところもあるんですが、今後、これに関しても課題になるかな、要するに、金額ですね。1時間当たりの単価については考えていく必要もあるかなとも思うんですけれども、その辺、御担当としては、どのようにお考えですか。

○坂本子育て相談室長　　今、お話しいただきましたファミリー・サポート・センターの報酬の1時間当たりの単価が800円、これにつきましては、市民の方からもお声をいただいております。

以前、援助会員向けのアンケートを実施した際に、こういったいわゆる単価の設定についての御意見も聴取をいたしました。ただ、そのアンケートの中では、正確な数字じゃないんですけど、大体おおむね7割以上の方が、現行の単価で問題がないという回答も聞こえております。ただ、それ以外の方に関しては、やはり単価設定に関して、御意見というのが寄せられてもおります。

この事業自体が、市民が相互で助け合う援助活動というところで、有償ボランティアという事業の位置づけでございます。また、ほかの他市の状況から見ますと、大体おおむね当市が設定している金額と同様な金額で設定しているというふうに見られます。そういったことも踏まえまして、現行、この単価については、今のところ変更する予定はありませんが、そういったお声が届いていることというのはしっかり受け止めさせていただきまして、他市の状況を含めて、この単価の設定についての在り方については研究してまいりたいと考えてございます。

○皆川委員　　研究していただきたいと思います。

私も他市のホームページ見た際に、金額はそんなに変わらないなということは分かりました。

制度自体が20年、30年近くたっているということで、社会状況も変化している中で、どうなるのかということは考えていく一つの課題だろうと思っております。

あわせて、比較はできませんが、例えば、ベビーシッターに関しては東京都の事業で補助があるということですので、これは東京都が考えなきゃならないような話なのかなとか、市単独だけでは限界があるということも思っております。

当日の説明会では、このお金のやり取りに関しても、P a y P a y でできないかとか、なるほどね、若い方はやっぱりそういう発想になるんだなって。でも、私がP a y P a y をやっていない立場なので、そう言われても困っちゃうなとか思いながら、いろいろお聞きしました。デジタルの部分では若い方は望んでいるという一例で、今申し上げましたけれども、そういう声があったということと、併せて手続する際に手書きなんです。報告書であったり、申込みもそうでしょうかね。全部デジタルにしろとは申しませんが、手書きの部分もあっていいと思うんですが、少しそこを簡略化できるところもあるんじゃないかと。会場でも質問がありまして、課長も答えられていましたが、そういうところも併せて、しっかり研究していただく必要があるかと。まさに30年前とは違って、今の時代という意味では、デジタル部分の検討も必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○坂本子育て相談室長　　今、お話しいただきましたデジタルの取組でございますけれども、そちらにつきまして、今御紹介ありましたとおり、説明会の中でも様々、御意見のほうを頂戴いたしました。御意見に

関しては、しっかり受け止めさせていただきますとともに、説明会のほうでも、会員様のほうに御説明させていただきましたが、導入に関しましては、まずはしっかりと円滑な導入・移行ができるように努めていきたいと思っております。

また、一定程度、その目安がつきましたら、これは運営事業者のほうも説明をしておりましたが、こういったデジタルを含めて、様々な御意見を踏まえて、より改善できるように、事業者と共に検討してまいりたいと考えてございます。

○皆川委員 事業者の方も、本当にその説明会にいらしてよかったなと思います。直接そうやって利用者の声、市民のお声を聞けるという場面では、やはり同席していただいて本当によかったと思っております。

先ほど申し上げました援助会員は、恐らくですけど、平均年齢は、ちょっと簡単には言えないんですけど、私の年代に近い方が多いのではないかと思います。そうなったときに、本当にデジタル一辺倒では無理な場合もあると思いますので、そこはうまく併用する形で、利用者にとっても、援助会員にとっても、手続に関しては、少しやりやすい形の研究も検討もしていただきたいということを要望して終わります。ありがとうございました。

○中山委員 まず、今の皆川委員の関連でお聞きしますけど、単価の問題ですね。

今、答弁あったように、今やられている方のおおよそ7割の方が今の単価でもいいじゃないかというような答弁でしたけども、3割の方がそうはいっても課題に感じている。冒頭というか、援助会員の確保については、やはり大きな課題だという答弁がありましたので、そう考えると、新たに援助会員になっていただく方にとっては、この単価の問題というのも大きな要因の一つになるのかなというふうに思いました。

他市でも同じような金額とありましたが、確保していくのであれば、国分寺市として、そこを引き上げていくという判断もあるのかなと思いましたので、先ほどの答弁で、これからもその辺り、研究してまいりたいとありましたので、答弁は求めませんが、今の質疑をお聞きして、私は、そういうふうに思いました。

それで、質疑としては、別のところですよ。資料請求をさせていただきました。資料第33号になります。保育所入所児委託に要する経費のところ、障害児保育の関係で、今、障害児として保育園に入所している人数ですとか施設数を出していただきましたが、ありがとうございます。七、八年前と比べて、大分この受入れ施設数が増えたかなというふうに感じております。

あわせて、その下には受け入れた場合の補助も出していただきましたけども、これ、それぞれ全て補助があるということなんでしょうか。合計で幾らぐらいの補助になるのかなというのも一例として紹介していただければと思うんですが。

○桑野保育幼稚園課長 資料にお示しさせていただいているとおり、まず国の公定価格のほうで療育支援加算というのがありまして、こちらの園の中で主任保育士を配置している場合ですと、通常の障害児のお子さんを受け入れた場合については3万4,680円が加算としてつきます。それから、都の補助事業を活用した保育サービス推進事業補助金、こちらのほうで、例えば、知的の障害のあるお子さんの場合ですと3万8,000円を追加で補助を受けることができます。それに加えて、市の独自事業として、障害児保育事業費、障害児保育実施補助金、こちらのほうで、その障害のお子さんに対して加配の保育士を配置した場合には、通常の委託費と合わせて、月20万円の補助を出させていただいております。その3つを合計した金額を、施設に対して市のほうが補助を行うというような仕組みになっております。

○中山委員 そうすると、上の二つはいずれかということですね。上の二つというのは、国の公定価格の

場合は5万2,030円と3万4,680円ありますが、いずれかなわけですね。東京都のほうもその対象の児童の状況によって、このいずれかということですね。市としては、この一番下の二つ合わせて20万円を補助していると。承知をしました。

この障害児については、何らか医師の診断があった子どもになると思うんですが、そこまで行かない、いわゆるグレーな子どもたちもやはり増えてきているのではないかと思います。さらにそのグレーの中でも程度があると思うんです。そういったグレーの子どもたちを受け入れた場合の、こういう施設への補助というのはあるんでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長　こちらの補助の対象児童としては、手帳をお持ちの方ですとか、あるいは医師の診断書を出していただいて、障害があるということを確認できる方を対象としているんですが、ただ発達障害のところで、それぞれのお子さんの特性や状況によって、気になるお子さんがいる場合については、必要に応じて、つくしんぼのほうで意見書を出していただいて、その意見書を基に、集団保育する上で支援が必要ということであれば、補助の対象として補助のほうをさせていただいているといったような状況です。

○中山委員　なるほど。最後のつくしんぼの意見書というのは、市の補助のところですか。国や東京都からもつくしんぼの意見書で補助が下りるという理解でよろしいんでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長　基本的には、委員おっしゃるとおりでございます。

○中山委員　国や東京都からも補助が下りるといことですね。何か曖昧なんですけど、確認させてください。

○丸山委員長　改めて確認なんですけども、つくしんぼのほうの意見書をもって、国、都、市、それぞれのところからのこの加算の部分が出てくると、原則そのような仕組みになっているという御答弁だったといことですね。

○中山委員　分かりました。ありがとうございます。

なかなか、そのグレーな子どもたちへの対応というところも難しいところもあるでしょうし、場合によっては、そうはいっても、それでも加配をつけている園もあるということもお聞きをしていますので、今、一定、その補助の在り方について確認をさせていただきましたので、これで終わります。

○だて委員　すみません。先ほどのファミサポのところで、ちょっと戻してしまって申し訳ないんですけど、先ほどの皆川委員の御質疑の中でアンケートの話が出ました。私、以前の一般質問で、それも同じような趣旨で申し上げて、アンケートを取るということで、そのアンケートの結果がああいった形、単価について、お答えをいただきました。

7割の方が現行のままでオーケーというようなことで、意外と多いなということを感じたところなんです。このアンケートの設問の問い方はどういう形になっていたのか、そこはちょっと確認、今、分かりますでしょうか。

○坂本子育て相談室長　アンケートですけど、謝礼金についてどう思いますかという内容で、安い、高い、ちょうどよいというようになっています。その中で、ちょうどよいと答えられた方が70%以上だったといところでございます。

○だて委員　なるほど、そういう選択肢ね。安い、高い、ちょうどいいということで、ちょうどいいといことであれば、ちょうどいいのかもしれませんが、要は7割の方が、要は上がってしまうのが嫌なのか、そこも一つあると思うんですよ。要は、金額上がってしまうと、その分、責任の部分も、本人の感覚とし

ては、あまり高いと、その分、責任も増えてしまうんじゃないかというような感覚を持ちの方もおられるのかもしれませんが、仮に上がってしまって困るという方が7割なのか、そうじゃない方も含めてという、そこは取っていないんですけども、そこによって、また、その7割をさっき根拠にされて、今、現行のままということでおっしゃっていたのですが、そこで大分ニュアンスが変わってくるのかなというように思っているんですけど、何か自由記述のようなものは特になんということですかね。その辺は何か把握されていますか。

○坂本子育て相談室長 自由記載欄のほうも設けておりまして、そういった中で、自由記載欄のほうに御回答いただいているのもあります。

どちらかというと、金額のほうが安いというふうに答えられた方からの自由記載欄の記載が、ちょっと多かったというような状況でございます。

○だて委員 分かりました。そこら辺は、細かい御回答いただいた方のニュアンスのところまではなかなかつかみ切れていないということだと思うんですが、そういった、今ちょっと申し上げたようなところで、収入として、それを糧にやっていらっしゃる方でないと、有償ボランティアということですから、そういう部分はあろうかと思うんですが、上がって困るのか困らないのかということも含めて、そこは今後、何かのタイミングで把握できることがあれば、その7割の、今のちょうどいいという方の中で、どの程度、そういう内訳が分類できるのかということの一つ参考になるのかなと思いますので、現状は変えないというような、さっき御表明でありましたけれども、こういう時代で、30年間変わっていないというところで、今、現状のままになっていますから、最初から変わっていないと、ほとんど変わっていないということとでありますので、そこは今後もまた引き続き、何かのタイミングで確認、把握に努めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○小坂委員 前のページから続いております、こども家庭センター事業（児童福祉機能）に要する経費についてお伺いをいたします。

数字には出ていない部分かなと思うんですが、こども家庭庁のほうでは、令和6年度から親子関係形成支援事業というのが始まっています。こちら、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とし、児童との関わり方や子育てに悩み、不安を抱えている保護者などに、講座、グループワーク、ロールプレーなどを行う事業であります。

令和6年度、東京都では8自治体の実施しておりまして、多摩地域では武蔵野市、府中市、日野市、羽村市が、この事業を実施しています。本市において、この事業、国3分の1、都3分の1、自治体3分の1の事業ではありますが、この支援事業の利用についての検討状況等を教えてください。

○坂本子育て相談室長 こちらの事業につきましては、今現在、母子保健の事業で行っております事業、こちらのほう、当該事業として、現在実施しているところでございます。

すみません。少しお時間いただいてもよろしいでしょうか。

○丸山委員長 では、一旦保留にさせていただきます。

このページ、ほかにありますか。

○及川委員　私もファミリー・サポート・センターのところで質疑する予定でしたが、既に全ての人に質疑をされたので。

ただ、単価のことについては、私もこの援助会員の方からメールいただきまして、30年間変わっていないということと、援助会員が増えないのは単価が低いからじゃないかという御意見は伺っています。

それで、西部の親子ひろばとセットでやるということですけど、親子ひろばに来る人って、お母さんと子どもがみんな来るわけで、両方会員の方もいますけど、先ほど皆川委員も話されたように、援助会員の人は、大体、私とか皆川委員ぐらいの年齢か、前後の方なんですよね。割と子育て終わった方というか、それでなおかつ時間があって、そういう気持ちがあって、面倒見ようかという方なので、多分そんなに報酬を期待して来られる方ではないと思うんですけど、やっぱり時代的な問題もありますし、30年間変わっていないというのは、多分、最低賃金だったかなって気もするんですけど、そこら辺のところ。

ただ払う人は大変なので、市のほうで少し上乗せするなり、払う人はそのまんま800円で。ただ援助会員のほうに支払うのは少し、ちょっと市のほうで200円ぐらい、金額は分かりませんが、御検討いただかないと、多分、今後も援助会員増えないと思いますので、その点は御注意いただきたいと思います。

それでもう一つだけ。セットになっているという話だったんですよね。その利用者の方から聞いたときは。援助会員の人も決まっていて、利用会員の人は、もうその人だけなので、その人の都合が悪くなると利用できないというお話も、以前、委員会でさせていただきましたけど、その点については御検討されるということでしたけど、いかがなんでしょうか。

○坂本子育て相談室長　今のお話でございますけれども、昨年、一般質問のほうで回答させていただきました。その部分につきましても、今後、検討課題の一つとして検討してまいりたいと考えてございます。

○丸山委員長　すみません。先ほど、子育て相談室長は、今、答弁の保留になっているところの確認をされているのかと思いますので、そこで質疑を重ねられますと、確認作業が進まないと思いますので、ほかのところですか。

○及川委員　じゃあ、一番下のところで聞きますが、個別説明票の通し番号84番で、特定教育・保育施設に要する経費のところ、令和7年度より市内幼稚園1園が新制度幼稚園に移行するという事で、子ども・子育て支援新制度の幼稚園になるということだと思うんですけど、これで何が変わるのかということと、その辺のところを少し、補助金の仕組みは変わるようですけども、これについて教えてください。

○桑野保育幼稚園課長　こちらに関しては、市内の幼稚園1園が来年度から子ども・子育て新制度のほうに移行する形になります。これまでは新制度ではない、従来型の私学助成という、東京都から運営に係る経費の補助を受けて運営をする幼稚園だったんですが、来年度以降、新制度に移行した後については、子ども・子育て支援法に位置づけられる特定教育・保育施設として、市のほうから運営に係る経費を施設型給付費として給付を受けられる形になります。

子ども・子育て新制度の施設型給付のほうですと、基本の公定価格の単価の部分に加えて、職員の配置の状況に応じた様々な加算がありますので、そういった加算を受けることによって、安定した運営ができるというのが園側のメリットでございます。

また、利用者側の目線に立った場合ですと、園のほうで職員を手厚く配置することによって、園の教育活動の充実が図られることによって、その恩恵を受けられるといったところが、利用者の方にとってのメリットになります。

市のほうの立場として考えた場合には、子ども・子育て新制度の特定教育・保育施設ということで、市

のいきいき計画上の一つの施設として位置づけられますので、特定教育・保育の必要見込み量のほうにも、確保量のほうにも、こちらの新制度への分を確保量として見込むことができるということで、計画的に教育・保育の施策を展開できるといったところが変わる部分でございます。

○丸山委員長　質疑の途中なんですけども、今12時になりましたので、一旦ここで休憩とさせていただいて、午後1時半から、及川委員の質疑の途中、また、その後に小坂委員への保留の答弁をいただきたいと思います。

それでは、1時半まで休憩します。

午後0時00分休憩

午後1時30分再開

○丸山委員長　それでは、委員会を再開いたします。

午前中、保留がありましたので、まず、及川委員への保留分からいただきたいと思います。

○坂本子育て相談室長　お時間いただきまして、申し訳ございません。

先ほど及川委員から御質疑ございました件につきましては、課題としては捉えてございます。

一般質問でも御回答させていただきました。こちらにつきましては、先ほどの答弁と同様になりますけれども、まずは円滑な事業者の移行、まずこれを進めていき、これまで御意見のございましたところを含めて、検討してまいりたいと考えてございます。

○及川委員　都度都度の見直しというのは必要だと思うんですけど、ちょうど事業者も替わるということなので、そういう見直しのちょうどいい機会かなと思うので、要望なんか出ていることも酌み取っていただいて、新しい事業者でうまく運営できるようにということで、よろしくお願いしたいと思います。

○丸山委員長　それでは、次に、小坂委員への保留分に対しての御答弁いただきます。

○坂本子育て相談室長　こちらもお時間をいただきまして、申し訳ございませんでした。

まず、先ほどの不適切な答弁については、取消しをお願いしたいと思います。

○丸山委員長　ただいま、取消しの申出がありましたので、これを許可したいと思います、御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○丸山委員長　御異議なしと認め、これを許可いたします。

○坂本子育て相談室長　ありがとうございます。改めまして、こちらのほうは、現在、母子保健のほうで、こんにちは赤ちゃんフォローグループ、カメちゃんという事業を実施してございます。こちら※月12回、孤立した、また高い不安を抱えている母親を対象に、育児支援グループでの支援を行っております。(※次ページに訂正発言あり)

具体的には、保健師が対象の方にお声がけをして、育児支援グループの中で、それぞれのお話をしていただき、皆さんで共有していただくようなグループとなってございます。

○小坂委員　ありがとうございました。

このカメちゃん事業というのはあまり知られていない事業ではないかなと思います。先ほど一般には周知をしておらず、対象の方に保健師の方がお声がけをというような御答弁でしたが、この辺、もう少し教えてください。

○坂本子育て相談室長　こちらのほうは、通常の地区担当保健師のケースワークの中で把握した育児不安

の高い方であるとか、課題のある方、こういった方に個別にお声がけして、このグループのほうに参加していただく。情報としてはクローズでやっていますが、しっかり地区担当保健師が把握した方を、そのグループのほうにお誘いしているような状況でございます。

○小坂委員　そうした取組を、もう既に進めていただいてありがとうございます。

今まで市の財源でやっていただいた事業が、今回、国のこうした事業に該当するということになったかと思いますが、この辺りの財源について伺いをいたします。

○坂本子育て相談室長　今回、国のほうの法定事業で、親子関係形成支援事業という形になります。こちらの位置づけになりましたので、国のほうから補助を受ける形になっております。

この補助も既に始まっておりますので、今年度分から、国のほうの補助の申請をしていきたいというふうに考えてございます。

○小坂委員　国のほうでも令和6年度予算で2,074億円、令和7年度は2,138億円つけている事業のようです。今までやっていた、この事業について、該当されるということですが、今後、先ほども申し上げましたけども、ロールプレーですとかペアレントトレーニング、こうしたことにも使える事業のようですので、虐待防止の観点、また孤立した子育て予防、また、こうした講座を受講する講座内容だけではなくて、参加したことによって、横のつながりもできるかと思っておりますので、こうした国や東京都も3分の1ですけれども、そうした財源を使って、ぜひ、この部分、拡充の検討をいただきたいと思っております。一言いただけますでしょうか。

○坂本子育て相談室長　すみません。私、先ほど、赤ちゃんフォローグループ、カメちゃんのところを、月12回実施というふうにお話ししましたが、すみません、年12回です。大変失礼しました。訂正をお願いしたいと思います。

また、小坂委員から先ほどお話しいただきましたとおり、この事業、改めて親子関係形成支援事業としての国のほうで位置づけておりますので、今後、事業内容については、どのような方向で拡充していくかどうかも含めて、研究してまいりたいと考えてございます。

○丸山委員長　訂正を認めます。

それでは、及川委員、質疑の途中でしたね、すみません。

○及川委員　すみません。私の質疑の途中で休憩になったと思うんですけど。

市内の幼稚園1園が子ども・子育て支援新制度の幼稚園に移行するということに、その違いは何ですかということで質疑させていただいて、時間が来たということで、よろしかったでしょうか。（「はい」と発言する者あり）

それで、保育園はみんな新制度に移行しているけれども、幼稚園のほうはなかなか移行していなかったということで、今回、1園が新制度に移行するということで理解いたしました。が、そもそも認定こども園、保育園と幼稚園と認定こども園だったと思うんですけど、私もちょっと昔のことで、あまり詳しく覚えていないんですが、幼稚園と保育園の統合というか、文部科学省と厚生労働省と、それぞれ分かれていて、いずれは一緒にしていこうということで、認定こども園のような形で、経過的な措置でやっていこうという、それが子ども・子育て支援新制度だったと思うんですけど、その制度に、国としては全体として移行していくことになるんだろうと思うんですけど、今後については、残りの幼稚園なんかも新制度に移行するという、そういう見通しでいいんでしょうか。

○千葉子ども若者計画課長　現在は1園の御希望を伺っておりまして、今後については、御相談がある園

もございますので、今後は新制度に移行していくような園が、また出てくることはあるかなというふうに思っております。

ただ、国のほうでも、まだ子ども・子育て支援新制度への移行状況というのがございまして、東京都は、まだ昨年の調査で4割程度ということで、なかなか進んでいない状況がございまして、東京都はまだ子どもが減っているような状況というのが、ほかの他県と比べると、まだ顕著じゃない状況があるように見受けられますので、そういった状況もあるのかなというふうに思っております。

○及川委員 分かりました。東京都はちょっと特別なところもあると思いますが、全体で4割程度ということも、それなりに課題や問題があつて、なかなか進んでいかないのかなという気もいたしておりますが、いずれにしても、利用者の方にとって、いいような形で進んでいけばと思いますので、これで終わります。

○松岡委員 午前中からの議論でファミリー・サポート・センター事業に要する経費のところでお聞きしていたところです。

午前中には、援助会員と利用会員が一对一であるということでの議論であつたり、報償費の額であつたり、いろんなことがあつたと思います。私も一利用会員として、とてもありがたい制度だと思って利用させていただいています。

思ったのが、年に1回交流会というのがありまして、その交流会というところの場では、1時間程度、今年度だと、手遊びの講座があつて、その後、利用会員と援助会員、みんなが集まって、感想など、日頃の活動の状況なんかをシェア、共有するという時間が設けられていたりしました。そういった時間が本当にとっても大事だと私は感じていたところです。お互いに一对一で援助会員と利用会員が利用しているんですけれども、ほかの方とお会いするということは、本当に貴重な機会であつたと思っています。

そういったところで、今後のファミリー・サポートの在り方であつたり、そういったものを話し合うということが必要かなと思って午前中は聞いていたところですが、今、年に1回の交流会というところではありますので、こういった場をまた増やしていただけないかなというふうに思っていて、こちら要望させていただきたいんですけれども、こちらについてはいかがでしょうか。

○坂本子育て相談室長 現在、利用会員、援助会員の交流会を年1回開催してございます。新しい事業者からも、交流会の実施はやっていく方向だというふうには聞いてございます。

引き続き、これは実施していくとともに、回数等についても、今後、事業者とも調整しながら、その交流会、会員同士の交流をより促進させる、また様々な意見をお伺いできる場として検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○松岡委員 ぜひ、検討のほど、お願いいたします。

事業者の募集要項が11月頃から出ていましたけれども、そちらにも交流会の内容は書いてありましたので、来年度も引き続きやっていただける事業者になることになるんだろうなというふうには思っていました。ぜひ、増やしていくという方向でお願いできたらと思います。よろしくお願いします。

○丸山委員長 そのほか、このページ、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 それでは、進みます。

201ページ、202ページ。

○だて委員 未就園児の定期的な預かり事業に要する経費のところで、その下のほうの一時保育も同じ保育幼稚園課であるんですけれども、関連して伺いたいと思っているんですが。

まず、新しく始まる、この未就園児の定期預かりというところなんですけれども、これ対象者というのは、また改めて確認になりますけど、応募できるというか、対象の方というのはどういう方になるんでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長　こちらの未就園児の定期的な預かり事業の対象者といたしましては、今、保育所、幼稚園等を利用していない、主としてゼロ歳児から2歳児の未就園児の児童が対象になります。

○だて委員　それは、例えばベビーシッターだと保留通知がある方とか、そういう要件があると思うんですけども、今回のこの預かり事業については、そういう形じゃなくて、今おっしゃられたような年齢的なところで、今現状、保育園に行っていないという方という方が対象ということというふうに認識をさせていただきました。そうすると、要は待機児童対策という形の事業趣旨とはちょっと違うという認識でよろしいでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長　委員おっしゃるとおり、待機児童対策という位置づけではなく、保護者の方の就労の有無にかかわらず、全てのお子さんの育ちを後押しするという事業趣旨になります。

○だて委員　分かりました。ありがとうございます。

そうすると、どちらかというところ、一時保育のほうがイメージ的には近いというところなのかなというふうに思います。そういった意味では、一時保育をある種補完する趣旨も含まれているという認識、私はそういうふうに捉えているんですけど、その辺、どうでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長　こちらの未就園児の定期的な預かり事業と通常の一時保育については、内容的に重複する部分があるかと思っております。

通常の一時保育ですと、お子様の育ちを後押しするために、お子さんの支援の計画をつくって、定期的にお子さんの保育をしていくというよりは、保護者の方の御都合とか、そういったところで利用していただくのが事業の目的かというふうに捉えております。

未就園児の定期的な預かり事業は、お子さんの育ちを支える後押しするための、定期的に通っていただいて、園のほかの園児と集団で関わっていただいて、様々なところの発達を促していくというところと、あと保護者の方の御家庭で面倒を見られている中で、様々な育児不安ですとか、そういったところの相談とか、そういったところも保育士等の専門的な職員が相談に応じて助言を行っていくことで、御家庭の子育てを支援していくと、そういったような意味合いの事業になります。

○だて委員　分かりました。一時保育とは似て非なところが趣旨としてあるということですが、後段のほうの答弁で、在宅で育児されている方たちへの支援の部分もあるというところでは、近い部分はあるのかなというように思っております。

そういった意味では、私も常々言っている、在宅育児をされていらっしゃる方と、共働きで保育所に預けている方と、そのバランスの部分、支援のバランスがなかなか今うまくないというところは以前から申し上げているんですが、そういった意味では、在宅育児支援の一つ追加的な部分の事業なのかなというようには認識をさせていただきました。

それで、一時保育とは若干違うというところで、保護者のレスパイトとかも含めて、一時保育の趣旨があるわけなんですけど、なかなか一時保育については、この定期預かりが始まるにせよ、一時保育自体は、なかなかこれまでずっと拡充を求め続けていますし、行政としても拡充の必要性というのは常々おっしゃっておられるというところがあるのかなと思うんですが、来年度に向けては、毎年聞いておりますけれども、いろいろ取組を工夫していただいて、いろいろ折衝していただいていることは存じておりますが、来年

度については、具体的に、この一時保育について、どのように進めていかれるか、拡充ができるのか、伺いたいと思います。

○桑野保育幼稚園課長　一時保育の拡充といったところは、ここ数年の課題の一つとして捉えているところ です。

今年度、保育園の空き定員を活用した余裕活用型の一時保育を実施していただける園がないかどうかというところを園のほうにヒアリングをして、今、実施の意向を示していただいている園が2園ございまして、今、その実施時期について協議・調整をしているところです。

市としては、来年度に入って早めに事業のほうを実施していただきたいというふうに考えておりまして、今、調整をしているところでございます。

○だて委員　今、2園、余裕活用型で検討いただいていると。毎年御質疑させていただいて、割と今、そういう形で検討しています、意向を示してくださっているところがありますという話は何度か伺ったような気がするんですけど、実態として、拡充が至っていないというところで、なかなか折り合いがつかないところとか、いろんなコストの部分とか、人材の部分とか、難しいところもあるかなと思っておりますけれども、私も今、御答弁いただいたとおり2園ということで、協議をしていただいているということなので、何とかこれは実現にこぎ着けていただいて、地域的なエリア配分、分配というか、設置の状況というのもあると思いますが、その辺も含めて、できるだけバランスよく進めていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、在宅育児をされていらっしゃる方への支援というところが、本当にこれは国分寺市のみならず、今、世の中の的に全体的な保育所の関係で、共働き世帯への支援というのは手厚くなっている一方で、在宅育児をされていらっしゃる方への支援というのがなかなか薄いというところは感じますので、この一時保育もその一つの柱だと思いますから、来年度に向けて、必ずや実現していただきますよう強くお願い申し上げまして、一言いただいて終わりたいと思います。

○桑野保育幼稚園課長　委員おっしゃるとおり、全ての御家庭の子育て支援を支えていくという部分では、この一時保育の拡充というところは非常に重要だと捉えております。今、余裕活用型の一時保育の拡充のところで事業者と協議、調整しているところですが、それ以外の手法の部分についても幅広く検討して、来年度、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○木島委員　今の未就園児の定期的な預かり事業の関連です。この間、様々議会等の答弁で少し状況は把握しているつもりなんですけど、幼稚園2園に認可保育園6園を予定していると聞いております。これは時間、予算の積算なんですけれども、ある程度想定している人数というのはどれぐらいで見込んでおられるんでしょうか。例えば1人の利用者が週何回ぐらい、週1回から2回といった基準もあったかと思うので、その辺りをどのような整理されているのか確認させてください。

○桑野保育幼稚園課長　予算の積算につきまして、基本的にお一人の方が週一、二回の頻度で利用されるという想定で、幼稚園の2園に関しては、各園大体30から50人ぐらいの利用定員の設定で週一、二回、お子さんに定期的に利用していただくということで予算を積算させていただいております。

また、保育園についてはゼロ歳児の空き定員を活用してということになりますので、各園2名から3名ぐらいの空きが出る想定で、その中で週一、二回の利用頻度で利用した場合の必要経費といったところで予算を計上しております。

○木島委員　分かりました。幼稚園もそうなんですけれども、認可保育園についても、特に保育園のほうは様々待機児童対策などもあって日常業務も大変な中で、この事業の趣旨に御理解いただいて運営してい

ただける事業者もあると思いますので、ぜひ、円滑に進むように期待したいと思います。

もう一点は、病児・病後児保育に要する経費についてお聞きしたいんですけれども、こちらについては事務報告書で、これまでも議会で議論になってきていた経緯で承知はしているんですけれども、事務事業評価では要改善となっていて、様々な登録手續の煩雑さの点というのはなかなか、どのように解決していくのかということがこの間の課題であったと思うんですけれども、この辺りについては令和7年度に何らかの解決、改善が図られるのか、これもここ数年の課題だったと思いますので、この辺りの状況について確認させていただければと思います。

○桑野保育幼稚園課長 病児・病後児保育の登録手續等についての煩雑さ、利便性の向上といった課題につきましては、令和6年の8月から、市が委託して実施している病児・病後児保育施設の登録申請につきましては、市のホームページ上から電子登録の申請で手續できるような形で対応しているところでございます。

また、広域利用施設の東京都小児総合医療センターの病児・病後児保育室につきましては、東京都が府中市から受託して運営しているところでございまして、ただ国分寺市も乗り入れて国分寺市民が利用できるように形になっているんですけれども、関係者が集まる連絡会がございまして、その中で広域の東京都小児総合医療センターの病児・病後児室についても電子で登録申請ができるような形でぜひ、御対応していただきたいということで、国分寺市、府中市、あと国立市の3市から要望させていただいたところです。ここについては受け止めていただいて、検討していくというようなお話をいただいております。いつ対応できるかどうかというところは、まだ未定の状況でございます。

○木島委員 分かりました。改善していただいているということで、市内の4施設については改善されたということで承知しました。よかったと思います。

広域利用のほうは若干まだ課題があるのかもしれないんですが、引き続き鋭意努力していただいていると思いますので、引き続き利用者の利便性の向上にかなう取組を期待したいと思います。

それとあと一点は、市としてどう捉えているかということでもあるんですけれども、東京都の新年度予算で、病児保育の推進事業で病児・病後児保育の施設に対して支援を行うという新たな取組もあるようです。担っていただいている事業者、これは市が委託している事業にもなりますけれども、負担の軽減につながる取組というか、東京都の新しい制度とも取れるので、この辺りについて把握されているのか、また今後、前向きに検討してこれを活用する余地があるのかどうか、この辺りについて見解を求めておきたいと思います。

○桑野保育幼稚園課長 東京都のほうで病児・病後児への支援で新たな取組を行うという話は届いております。詳細はまだ十分精査できていないんですが、活用できる部分があれば、そこは前向きに検討して、対応を図っていききたいと考えております。

○中山委員 未就園児の定期的な預かりのところでお聞きします。いまいちイメージし切れなかったんですけども、幼稚園で2園実施予定と、30から50人分ということなのかな、先ほど答弁がありましたけど、幼稚園のほうは通年でこの枠を確保していただいているということなんでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 幼稚園のほうは、現在2歳児のプレ保育を行っておりまして、それは週一、二の頻度で実施しています。大体、先ほど申し上げた人数でプレ保育をやっておりまして、こちらのプレ保育の内容を一部変えていくことで、未就園児の定期的な預かり事業として実施していただくという予定でございます。

○中山委員 プレ保育を利用する場合は、認定は要らないのでしょうか、保育の必要性の認定です。

○桑野保育幼稚園課長 現在は園の独自事業として実施しているものでございまして、特に認定といったものは必要ございません。

○中山委員 なるほど。そうすると、プレ保育の一部の枠を未就園児の定期的な預かり事業に使うということですね、分かりました。

保育園のほうはゼロ歳児の空き定員を利用していくということなんですが、この利用調整は、申込みは本人が定員の空きを見つけて園に直接、園といっても6園の中から直接保護者が連絡するという形になるのでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 来年度に関しては、委員おっしゃるとおり、利用を希望する施設に直接問合せをしていただいて、利用の申込みをしていただくというような流れになります。

○中山委員 今、令和7年度に関してはと言ったのは、つまりそれ以降は改善というか、市が間に入るなどの調整の見込みということでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 令和8年度につきましては、国のこども誰でも通園制度、乳児等通園支援事業の実施が必須になってまいりますので、それを行った上で都の補助事業を活用していくような形になりますので、そうしますと国のこども誰でも通園制度のほうは、国が構築したクラウドシステムを使って手続きしていただく形になりまして、また、利用に当たっては市のほうに利用資格があるかどうかというところの認定申請もしていただいて市が認定して、その上で利用を希望する施設のほうにそのシステムを使って申し込んでいただくといったような流れになります。

○中山委員 令和8年度の話になってしまったのですけれども、今、言われた認定というのは、保育の必要性の認定とはまた別ですね、そもそもそういう園を利用していない子どもの話です。なるほど、手続は大変そうですね。

厚生文教委員会に報告があったら申し訳ないんですけど、保護者負担はどのようになるのでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 保護者負担につきましては、1日2,200円を上限に、月ですと4万4,000円を上限に各実施施設のほうで料金を設定していただくことになりまして、また時間単位での料金設定も可となっておりますので、ほかの自治体で既に実施している園ですと、大体275円から300円ぐらいの金額設定でやっているところが多いですので、その辺りが一つの目安になるかなと考えております。

○中山委員 失礼しました、厚生文教委員会に報告がありました。これは、そうすると園が決めるということなんですけども、保育の無償化が始まった際に副食費の金額も基本的には園が決めるという流れでしたけども、しかし市としてこの金額にしてほしいというような依頼はされたと思うんです。当時、1園だけ違う金額を設定されたと思うんですけど、これについては、そういう市としてこの金額にしてほしいというような依頼はされるのでしょうか、それとも完全に各園に任せきりにするのか。

○桑野保育幼稚園課長 令和8年度以降の、こども誰でも通園制度の利用料の標準の目安を1時間当たり300円と国が示しておりますので、令和8年度以降も見据えて時間で金額設定する場合には275円から300円の範囲で料金設定してほしいという話を各事業者にしております。

○中山委員 時間設定にするのか、1日2,200円するのか、月4万4,000円にするのか、それも変わってくるわけですね。利用頻度によって、あとは園が判断されていくということなのでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 基本的には、最終的には事業者のほうで料金設定を決めていただく形になります。保育園のほうは時間での料金設定がほとんどになるかなと考えております。あと、幼稚園のほうは既にプ

レ保育を行っているので、プレ保育での利用料の徴収の仕方とか、その辺との兼ね合いも出てくるかなと思うので、プレ保育から移行していただくような形になるので、そこは各園で検討していただいて適切に対応していただきたいと考えております。

○中山委員 各園で決めるということはもちろん承知しているんですけど、今の答弁の中で最後に適切に対応していただきたいとありましたので、その辺は様子を見ながら園にも伝えていくのは大事な市としての姿勢だと思いますので、その点はお願いしておきます。

最後に、心配するのは、この点は厚生文教委員会でも触れましたけども、特に保育園を利用する場合はゼロ歳児の空き定員を活用するということなので、この2年間、毎月の月初めに空き定員の変化を見えますけども、大体9月、10月ぐらいでほぼ空き定員がなくなっている状況です。そうすると、その後なかなか定期的な預かりを使っていた保護者が使えなくなっていく、委員会ではそのほかの様々な子育て支援の施策等も絡めて支援を続けていくという答弁がありましたけども、その点は非常に大事な点だと思いますので、定期的な預かりができなくなってしまう後もきちんと支援していただけるように、この場でも一言いただきたいと思います。

○桑野保育幼稚園課長 保育園の空き定員を活用した未就園児の定期的な預かり事業で、その後認可の空きが埋まってしまった場合は利用が終了になるんですけども、先ほど委員おっしゃったように終了した後のアフターフォローといったところについても園と調整して、定期的に何かお困り事があれば相談に乗っていただくとか、あるいはもともと地域交流事業として園が定期的に行っているイベントなどもありますので、そういったイベントに参加することを声かけていただくとか、そういった形で何かしら園とつながりを持っていただいて引き続き支援していくといったような視点を持って、今後取り組んでいきたいと考えております。

○中山委員 その点は、またその頃に必要な確認をしたいと思います。ちなみにこの申込みは、市は把握しないのか、施設に直接ですものね、うなずかれていますので。もし申込みを把握されていたら教えていただけますか。

○桑野保育幼稚園課長 来年度に関しては、4月から各実施施設で申込みを受けていただく予定です。実際の利用に関しては、5月以降に順次開始ということで予定しております。

○丸山委員長 市として把握されるのかどうかということで、されないということですか。されないという御答弁だったということですね。

○桑野保育幼稚園課長 なお、申込みの状況については、申込みをして契約して在籍するというになれば、毎月かどうかという頻度はこれからとして、定期的に在籍状況、利用状況を市に報告していただく仕組みを予定しております。

○丸山委員長 ほかに、このページでありますか。

○星委員 同じところで一点だけ確認です。幼稚園で2園実施で、2歳児のプレ保育から移行していくという御説明がありましたが、幼稚園はゼロ歳と1歳は想定されていないのか、2歳児だけということなのか、その辺を教えてください。

○桑野保育幼稚園課長 今のところは2歳児でございます。ゼロ歳、1歳を預かる、保育するとなるとノウハウとか経験とかその辺のところも必要になってくるかなと思いますので、今後どうなるかは分からないんですけども、来年度に関しては2歳児で実施していただくという予定でございます。

○星委員 そこをお聞きしたかったので、ゼロ歳児、1歳児、特にゼロ歳児を預かるとしたら、幼稚園に

その受入れの技術の積み重ねがないと思ったので、そのような安全対策を伺おうと思いましたが、取りあえずは2歳児だけの限定で実施するという事で理解いたしました。

○久保委員 幼児養育費補助金交付に要する経費のところで質疑させてください。これは無償化の対象としない施設に通園している園児の保護者に対してということになっております。無償化にならない施設なんですけれども、家庭的な保育所とか保育室とかが入ろうかと思います。ただ、今まで認証保育所だったところが認可になったりもしているので、予算的には今後減っていくのかなと思ったんですけれども、そうでないような状況が見受けられましたので念のため、今、幾つ施設があるのかということと、あと今後の見通しと、今回の見込みの人数等も含めて教えていただけますでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 こちらの幼児養育費補助金につきましては幼児教育無償化の対象としない施設という位置づけでして、認証とか、あるいは通常の認可外保育施設とはまた違う施設になるんですけども、来年度の見込みとしては5施設で、実見込み人数としては24人を予定しております。

○久保委員 分かりました。その実人数の、最終的な延べの形に対比されての予算が組まれていると認識してよかったでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○丸山委員長 それでは、このページ、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 それでは、進みます。203、204ページ。

○及川委員 認証保育所の認可保育所への移行支援に要する経費で伺います。個別説明票の通し番号89番です。令和6年度は、前年度は認可保育所に移行する認証保育所がなかったということですが、令和7年度は1園あるんです。それで、令和5年度の事務報告書を見ると2園ということなんですけど、そうすると、結局認証保育所は幾つになるということでしょうか。

○千葉子ども若者計画課長 令和7年度の整備が完了いたしますと、市内の認証保育所は1園となります。

○及川委員 分かりました。市の方針ということで新しく認可保育園はつくらないけど、認証を認可にしていくという方針を何年か前に打ち出しておりまして、残り1園ということになりました。ただ、待機、保留になった場合、今はベビーシッターとか定期利用とか一時保育とかいろいろな選択肢が出てきていますが、認証保育所は一つの大きな選択肢だと思うんです。今後、誘致する考えというのはないのでしょうか。

○千葉子ども若者計画課長 現在は、新たな園の誘致というものは検討してございません。

○及川委員 市境などの人は、市境じゃなくても他市の認証保育所へ行っている方も結構いらっしゃると思うので、私も考えたほうがいいんじゃないかなと思うんです。でも、取りあえず待機児童ゼロというのを優先にいろいろな施策をやっているということで理解しておりますので、分かりました。終わります。

○丸山委員長 ほかにこのページでありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 それでは、進みます。205、206ページ。

○小坂委員 ひとり親家庭自立支援給付金等に要する経費についてお伺いいたします。こちらは男女を問わずひとり親家庭の方が教育訓練や講座などを受けて、自立に向けて資格を取得したりされていく事業と理解しております。令和6年度に比べて約150万円ほど増額となっております。必要とされる方が増えているのかと思いますが、御担当から見えている状況などについて共有させてください。

○伊東生活福祉課長　ひとり親家庭自立支援給付金等に要する経費ということでございますが、利用世帯、利用者についてはちょっと減少の傾向であり、これは国分寺市に限らず、他市も同様な状況だと聞いております。制度利用の拡充を図るために、これは国の制度となっておりますので、毎年制度の拡充に当たっているところでございます。ちなみに令和6年度については、この自立支援給付金については、まず所得要件の撤廃がされたところでございます。高等職業訓練については児童扶養手当の所得要件の拡充について要件が拡充されたと、毎年そういった拡充が図られてはいるんですが、なかなか増加傾向にはなっていないということでございます。ですので、私どもといたしましては必要とされる方への周知を、関係機関、関係部署も含めて連携を図りながら進めてまいりたいと考えてございます。

○小坂委員　お願いいたします。高等職業訓練促進給付金は資格取得中に生活費を10万円給付するというような事業で、生活費の不安を少しでも払拭しながら資格を取得できる非常に重要な事業だと理解しております。実際には母子または父子で暮らしている御家庭で、複雑な御事情があつて書類上やむを得ず婚姻状態が続いているような御家庭もあるのではないかと思います。そういった御相談も実際あったりしますが、そういった方から御相談があった場合、どのように対応されているのかお伺いします。

○伊東生活福祉課長　様々想定していないような相談がされますので、その点については私ども、母子・父子自立支援員が個々に寄り添った相談体制を整えておりまして、必要に応じて東京都に照会をかけて、適正な給付に努めているという状況でございます。

○小坂委員　ありがとうございます。様々な御事情を抱えて毎日精いっぱい生活をされている御家庭がありますので、今御答弁いただきましたように寄り添った御対応をお願いしたいと思います。終わります。

○中山委員　すみません、確認不足で聞きますけど、義務教育就学児医療費助成、その下の高校生等医療費助成に要する経費ですが、東京都の動きで所得制限を撤廃するというような情報も聞いているんですが、その辺りはまだ市には情報は来っていないのかもしれないんですが、方向性について何か御存じのところがあれば教えていただきたいと思います。

○山元子ども子育て支援課長　こちらの義務教育就学児医療費助成と高校生等医療費助成に関しましては、本市におきましては市独自の制度として所得制限は既に撤廃しております。※東京都の動きとしては、まだお話しできる段階にはないという形です。（※41ページに訂正発言あり）

○丸山委員長　よろしいですか。

このページでほかにありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○丸山委員長　進みます。207、208ページ。

○はぎの委員　育児支援家庭訪問事業に要する経費の委託料、育児支援ヘルパー派遣委託料のところでお伺いしたいと思います。個別説明票は14ページ、通し番号93番ということでございます。今回の内容としまして育児支援ヘルパー事業を子育て世帯訪問支援事業と家事・育児支援訪問事業の二つに制度を再編していただくということで、さらに利用時間等も拡充を図っていただけるということで、今回増額ということで計上していただいています。まず、この具体的な内容をもう少し深く確認させてください。

○坂本子育て相談室長　こちらにつきましては、現行の育児支援ヘルパー事業を家事・育児支援訪問事業と子育て世帯訪問支援事業の二つに再編して、令和7年度から実施いたします。家事・育児支援訪問事業につきましては、支援が必要な妊娠中の者のいる家庭や、1歳未満の児童のいる家庭、また多胎妊娠中、または2歳未満の多胎児のいる家庭が対象となります。子育て世帯訪問支援事業につきましては、要支援

家庭やヤングケアラーのいる家庭を対象としてございます。子育て世帯訪問支援事業に関しましては、これまでやってきました養育の支援の内容を引き継ぐような形で大きな制度変更はございませんが、家事・育児支援事業につきましては支援内容、時間数等を一部拡充してございます。また利用手続についても、これまで利用者と事業者の間に市が入っていた部分がなくなりまして、利用申請は市が受け付ける形になりますが、承認後のヘルパーの派遣調整は、利用者と事業者でやっていただくような形になります。

また、これまで利用者負担金は市に対して支払っていただいておりますが、今後、家事・育児支援事業につきましては、事業者に直接支払っていただくような形になります。また、ヘルパーの確保が課題でございましたので、家事・育児支援事業につきましては、ヘルパーの資格要件をなくしたというところでございます。

○はぎの委員　細かく御丁寧に御説明いただき、ありがとうございました。令和5年度において大幅に1回改正を行っていただいて、派遣の期間等も拡充していただいたんですが、今回、派遣の期間の見直し等は特に入らずに、現行のままということでしょうか。

○坂本子育て相談室長　子育て世帯訪問支援事業につきましては変更はないんですが、家事・育児支援事業につきましては、拡充後につきましては産後支援の多子世帯の部分ですとか、あとは多胎出産への拡充、あと2歳未満まで利用できるような形で拡充してございます。

○はぎの委員　承知いたしました。2歳未満まで拡充ということで、本当にそういったことを望んでいた方は多いかと思しますので、大変ありがたく思っております。

それで、ヘルパーの確保の件、この問題も先ほどの御答弁で確認させていただきました。そして、昨年、私から、この部分で利用者負担金の支払い方法について改善を求めたところでございました。先ほど支払い方法で支払い先が変わるということがありましたけれども、私が昨年求めていたのは、窓口支払いによることでかなり負担があるということで、実際に御利用いただいている利用者さんから何とかならないかという市民相談を受けたわけでありまして。本当に体がつらい中で、混んでいる窓口に並んで支払いをしに行くこと自体がかなり大変だということで、何とかコンビニ支払い等ほかの方法はないかということで要望させていただいて、検討していただけるということでございました。この点はどのように検討がなされたか、その結果もあわせてお伺いしたいのと、あと併せて、同じタイミングで松岡委員からも申請において電子申請ができないかという御要望がされていたと思います。この入り口と出口の部分がどのように改善されたのか、もしあれば、確認させてください。

○坂本子育て相談室長　今の御質疑の2点につきまして、まず、一点目につきましては、今回、利用者負担金は利用者の方が事業者に対して直接お支払いしていただくような形になります。これまで、市の場合でありますと決まったところでしか納付ができませんでしたが、今後は事業者の指定する支払い方法に変わります。事業者によっては郵便局での払込みや電子マネーでの支払い等、様々あると聞いてございます。こういったものを一覧にして、利用者の方に分かるような形でお示しできればと考えてございます。

二点目の電子申請のところでございますけど、こちらについても今、検討しております。ただ、この4月からに関しては事業が大幅に変わる部分がございますので、まずは円滑な導入を考えてございます。一定、ある程度落ち着いた後、時期を見て電子申請の導入に向けて検討を進めたいと考えてございます。

○はぎの委員　御説明ありがとうございます。令和5年の大幅改正に引き続いて、さらに利用しやすい内容に変わっているなということで確認させていただきました。不安を抱える利用者の方々にさらに支える事業となっていくことを期待して、引き続きの御努力をお願い申し上げまして終わりたいと思います。

○丸山委員長　このページで、よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○丸山委員長　それでは、先に進みます。209、210ページ。

それでは、一定時間たちましたので、ここで10分程度休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時40分再開

○丸山委員長　それでは、委員会を再開いたします。

それでは、子ども子育て支援課長。

○山元子ども子育て支援課長　すみません、先ほど中山委員からいただきました質疑に対して、具体的には義務教育就学児の医療と高校生の医療について、都の制度として所得制限を撤廃する動きがないかというところに対する答弁でございますが、誤解を招くような表現がございましたので訂正させていただきます。正しくは、補助要綱等がまだ示されている段階ではないので、ここで詳細にお示しすることはできませんが、ただ、そこについて情報というのは入ってきておりまして、適切に行えるように準備は進めている段階でございます。

○丸山委員長　中山委員、よろしいですか。

それでは、訂正を認めます。

それでは、先ほどに引き続いて、中山委員が手を挙げたところで、210ページです、どうぞ。

○中山委員　市立保育園の運営委託に要する経費の定期利用保育委託料のところで質疑いたします。関連して資料を出していただきました。資料第31号です。認可保育所の保育料の分布を出していただきました。定期利用は厚生文教委員会にも前に報告がありまして、認可保育所を申し込んだけど入れなかった方に対して、ひかり保育園と恋ヶ窪保育園で10名ずつ定員をつくって新たに保育すると、待機児童対策だということです。趣旨としましては、そのときも指摘したんですけども、保育士の配置基準とか面積基準等々も認可保育所の基準での保育ということも厚生文教委員会で確認しております。ですので、本来であれば認可保育所に申し込まれているので認可保育所で保育すると、法律的にはそうなっているわけですけども、しかし定数的に入れなかったという方です。そういう方を、今言ったように認可保育所で、部屋は違いますがこういう形で保育するということなので、保育料において、認証保育料を基本にした負担の設定になっていますけども、そうではなくて、認可保育所の料金負担で設定すべきじゃないかということで質疑したいと思うんですが、まず、保育の無償化は第1子、第2子等々でも違いますので、定期利用保育を利用された場合の保育料がどうなるのか、そこを確認したいと思います。

○桑野保育幼稚園課長　こちらの定期利用保育の利用料につきましては、4時間以内の利用ですと月2万2,000円で、4時間を超え8時間以内ですと月4万4,000円で、8時間を超えた場合は1時間当たり275円という料金設定でございます。また、市町村民税非課税世帯、生活保護受給世帯、それから第2子以降のお子さんについては免除という取扱いにしています。

○中山委員　そうすると、非課税ではない世帯の第1子の保育料がちょっと高い負担になっていると。そういう中で、資料第31号を出していただきましたのは、認可保育所の負担がどの程度になっているかを全体的に出していただきまして、ありがとうございます。平均値ですと3万3,269円、中央値ですと3万4,500円ですけども、所得に応じての負担になっていますので、こういうように設定するべきところでは

ないかと思うんですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。ちなみに、今、設定されている定期利用保育事業の保護者負担は東京都が設定している上限額ですよ。この上限で東京都は設定していますが、それより低い保護者負担にすることは自治体の判断でできるということも厚生文教委員会で確認していますので、この負担の在り方については認可保育所のレベルにするべきだと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○桑野保育幼稚園課長 定期利用保育の利用料設定の考え方は、さきの厚生文教委員会で御説明させていただいたとおりとなるんですが、この定期利用保育事業はあくまで認証保育所などと同じように認可保育所を補完する事業として位置づけておりまして、実施する場所が公立の認可保育所ということにはなるんですが、そういった考え方に立った上で、市内とか近隣の認証保育所の保育料の状況などを踏まえてこの金額を設定させていただいているところでございます。

○中山委員 その考え方は厚生文教委員会でもお聞きしました。しかし、最初に述べたように、そして今答弁もありましたように、認可保育所に申し込んで入れなかった方たちが認証保育所に行くのではなくて、市の待機児童対策の一環で公立保育園の施設内で保育を受けるわけです。部屋は違いますけど、先ほど言ったように配置基準とか面積基準も認可保育園の範囲内に国分寺市では入っているわけです。実際の保育についても厚生文教委員会で質疑がありましたけども、行く行くは、入る部屋は別ですけどもそのほかの年齢の子どもたちと同じような保育になるのではないかなというような答弁もあったと認識しています。そうであれば、市としての考え方の問題だと思うんです。繰り返しになりますけども、本来であれば認可保育所に申し込んでいるわけですから認可保育所で保育するべきなんです。その人たちが入れない中でこういう施策をしているわけですけども、その中で認証保育所の負担を基準にして定めるというのは、私は理解できません。

一つ確認しますけど、そうはいつでも、今後東京都が第1子からの無償化ということで、今年の9月から10月ぐらいからというような情報もありますけども、そうすると定期利用保育は、先ほど第1子の負担のところでしたけども、その辺も東京都の制度拡充によって影響というか、負担の軽減という方向性になると理解してよろしいでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 現在、認証保育所の第2子の部分、それから定期利用保育の第2子の部分については都の補助を活用した形になっております。東京都から、今年9月に保育料の第1子無償化を行っていくという方針が示されております。詳細な内容については、まだ確定した情報が市に届いておりませんので、情報が届いた上でその内容を精査して、第1子の無償化の対象範囲に定期利用保育も入ってくるようであれば、そこは認証保育所も含めて整理して検討していく形になるかなと考えております。

○中山委員 これで終わりますけども、恐らく入るんじゃないかと思うんです。認証保育所も含めて東京都は第2子以降の無償化になっていますので、入ってくるんだろうと思っています。ただ、そうはいつでも、それまでの負担をどう考えるのか、確かに認可保育所でも、今の負担に合わせると、保護者の負担は今ほとんどないんですね、住民税を基準にしましたので、所得の提出書類とかありませんので、市の職員の手間はあるかもしれませんが、私は認可保育所の基準に沿った負担にするべきだろうと思いますので、そのことを述べて終わります。

○及川委員 今、定期利用保育についてやり取りがありまして、保育料についてお話がありましたが、大体月に何日ぐらい預けると想定しているんでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 考え方としては、原則週5日で月20日利用を想定した金額設定ということであり

ます。

○及川委員　そうすると、8時間以内で月4万4,000円ですか。かなりの金額になるわけです。ただ、今後無償化の流れになっていくようであれば、確かに今、中山委員がおっしゃったように、その間はどうするのかというのはあるかと思いますが、一定理解しました。

それで、この間の厚生文教委員会で聞いたときにひかり保育園が20名で、恋ヶ窪保育園が11名の申込みということでしたが、この決定はいつになるのでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長　3月上旬に先行して内定を出している状況です。これから追加で認可の内定が出たりですとか、あと認証認可外を選択される方も一部いらっしゃるかなと思いますので、定期利用の内定を辞退される方もおられますので、最終的な利用者数というところはまだ確定していない状況です。

○丸山委員長　ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○丸山委員長　それでは進みます。211、212ページ。

○高瀬委員　212ページの学童保育所の保育に要する経費でお伺いしたいと思います。委託料のところに看護師派遣委託料というのが328万3,000円計上されています。これまでに学童保育所の保育に要する経費で看護師派遣委託料というのがなかったのではないかなと思っているんですが、そこについて説明してください。

○山元子ども子育て支援課長　こちらの看護師派遣委託料は、看護師によるケアが必要な児童の入所申請があったことを受けて、適切に保育を実施するため計上したものでございます。

○高瀬委員　ありがとうございます。学童保育所でも看護師が必要な方が入られるということであります。学童ということでは、保育園だったり、あるいは学校でも同じような状況があるのかなと想像するんですけども、その辺りの連携だったり、今回学童保育所に入所するに当たっての話し合いがどのように行われたのか教えてください。

○山元子ども子育て支援課長　こちら児童に関しましては、入所の御相談をいただいた時点から保護者の方の同意の下、各関係施設と連携を取らせていただいております。安全な保育を実施するために、例えば必要な研修とか情報共有を行っております。

○高瀬委員　分かりました。今日、障害福祉課のところでも医療的ケア児についてお伺いしたところなんです。これから本当に広がっていくかと思うんですけども、看護師などの派遣あるいは見守りを入れながら、ほかの子どもたち、児童と一緒にそこで育っていくという視点を持ちながら、ぜひ、学童保育所をよりよく利用できるような進めていただきたいと思いますので、その点をお願いしておきたいと思います。一言いただいて終わります。

○山元子ども子育て支援課長　入所されるお子様にとってよりよい保育を行えるように、関係機関とも連携しながら適切に進めていきたいと思います。

○中山委員　学童保育所の保育に要する経費のところでお聞きします。教育費の子どもプランのところでも前段で確認しましたが、学童保育からの子どもプランへの参加で、特に室内での子どもプランの参加について、なかなか学童保育所からの参加が増えた中で、学童保育所の職員の同行、見守りがなくて、子どもプランのほうで学童保育所からの受入れはできなくなったということがありました。要望書も出されていて、それによって、学童保育所の担当職員含めて子どもプランの実行委員、学童の職員と話し合いがされたということは確認していますので、その結果、今後室内での子どもプランへの学童保育所の職

員の同行がどうなったか確認させてください。

○山元子ども子育て支援課長 学童保育所の児童が放課後子どもプランに参加する際には、社会教育課からの依頼に基づき、まず遊びの場、校庭開放については学童保育所の職員が送迎と見守りを行い、体験交流の場及び学びの場、室内での実施については送迎のみを行うという形を基本としております。その上で、依頼内容と異なる運用が必要となった場合には、事前に放課後子どもプラン運営委員と学童保育所職員の間で双方の抱える事情等について協議を行い、両者合意の下、違った形で行うという形としておりました。

放課後子どもプランへの参加希望が多くある中、なかなか見守りを行う大人の手というのを今以上に増やしていくということが、学童保育所においても、恐らくは放課後子どもプランにおいてもすぐには難しいであろうという状況の中、子どもたちの安全の確保のため今すぐにはできることは何であるのかということとを話し合っただけで考えた際に出た結論というのは、学童保育所と子どもプランとの間で日頃より積極的にコミュニケーションを取るよう心がけていきたいと思いますということでした。

今、委員からお話がありました第九小の話合いの場においても、コミュニケーション不足というのが今まで学童保育所側と放課後子どもプラン側であったことによつての擦れ違いと申しますか、そういったものもあったという結論になりました。なので、今後に関しましては、より密に連絡を取り合うことで、困ったことが発生した際には両者力を合わせて対応できるような関係性を構築して、共に子どもたちの豊かな放課後の活動を見守ることができるよう努力していきましょうという結論になっておりました。なので、見守りについては、両方の状況を見ながら、ケース・バイ・ケースで子どもたちの安全が確保できる形にしていこうということになりました。

○中山委員 前段で確認したいんですけども、私は9月のときに一般質問しましたが、校庭開放の遊びの場については同行と見守りが必須になっていると私は認識してまして、学びの場、交流体験の場については、先ほど答弁があったように依頼に基づいてということだと思っておりますが、今の答弁の前段の部分では遊びの場についても要請に基づいてという答弁だったと思っております。

○山元子ども子育て支援課長 遊びの場については、必ず職員が見守りとしてついております。

○中山委員 分かりました。実態としてはいろいろコミュニケーション不足というのがあったのかもしれないんですけども、しかし、遊びの場についても同行、見守りがなかったような事例も聞き及んでおります。今後については、今答弁された中で様子を見ていく形にはなろうと思っておりますけども、しかし、9月の一般質問の中では、学童保育所の狭隘状況の解消という点からしても子どもプランへの参加を広めていく、それを保障していくということは大事な視点だという旨の答弁もいただいております。そうした中で、今後、学童保育所からの子どもプランの参加を保障する点では、今言われたように学童保育所の職員を担保していくという市の取組も大事だと思うんです。その点については今後検討を進めてまいりたいというような答弁でありましたけども、その点の検討は、私は早急にしていきたいと思うんです。その点はいかがでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長 おっしゃるとおり、児童から放課後子どもプランに参加したいという要望があれば、それに応えていく必要があるというのはもちろん考えております。ただ、職員の増員というところに関しましてはすぐに行えるものではない、今、恐らく、例えば予算をつけたとしてもすぐに必ず人手が確保できるかということ、なかなかその保障というのが難しい状況の中でどのようにして応えていくかということは、先ほど申し上げましたとおり、より子どもプランの運営委員と職員が連携を深め、より綿密に連絡を取り合ってお互いに力を合わせて保障していくということが、今すぐには取れる対応策かと考

えております。

○中山委員　　ですので、今すぐに取りれる対応策については私も否定していませんし、そこは様子を見ていくところですねと、先ほど述べたと思います。そうすると、予算をつけても云々というところは、学童保育所の事業者からなかなか人の確保ができないという声が市の担当課に届いているという認識でよろしいのでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長　　その予算をつけての例え話というものは、まだ事業者に対してはしておりません。ただ、そんなに簡単に今はどこの事業者も豊富に、誰でもいいというわけではないので、保育に適性のある人材をそろえなければいけません、その応募というのが数多くあるような状況ではないということを確認しております。

○中山委員　　一般論ということであれば私も理解しますし、今、そういう答弁でしたのでそういうやり取りがあったのかなと思いましたので確認させていただきました。

これで終わりにしますけれども、子どもプランの実施自体も保護者が中心になっていまして学校でばらつきがあるという中で、一方で各学校の公立学童保育所の狭隘状況がなかなか解消されないというところでは、今後もより子どもプランへの参加というのを保障していく方向というのは間違いないと思うんです。そういった中で、当面は第九小については先ほど答弁ありましたように連絡を密にして対応していくということは了解しました。しかし、長期的に見た場合に子どもプランの実施の在り方とか、それへの学童保育所からの職員の参加の在り方というのは、制度としてきちんと整えていくべきだろうと思いますので、またこれについては適切な場で求めていきたいと思います。終わります。

○丸山委員長　　このページでよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○丸山委員長　　それでは、212ページまで終了といたしまして、続いて、213、214ページ。

○皆川委員　　214ページの学童保育に関わって、事務事業としては二つあります。今回、資料第19号を出していただきまして、ありがとうございます。個別説明票でいきますと通し番号15ページで98番、こちらは公設学童保育の予算であります。そこで、民設民営学童保育所運営費補助に要する経費についてお聞きしたいと思います。今回、補正予算審査特別委員会を傍聴していましたら、民設学童保育所に関して、2園が不調だったというお話もありました。去年から引き続きなかなか誘致できなかったという話だったと思いますが、令和7年度に向けてどのように取り組んでいくのか、現状を含めての話も併せてお聞きできればと思います。

○千葉子ども若者計画課長　　民設民営学童保育所がここ何年か設置できなかった理由といたしましては建物の条件が合致しないということでございまして、そこに対しては、市内の物件を探していただく期間を長く取っていただくような工夫というのをここ数年してございます。

それからあと学童保育所につきまして、民設民営の学童保育所をどの地域に設置するかということにつきましては、毎年4月の入所状況を確認いたしまして、その中で狭隘状況の高いところをピックアップして選定し、学童保育所の募集要項を作成し、募集を開始するというような状況となっております。

○皆川委員　　今回お出しいただいた資料は令和7年1月1日ということで、委員会でも資料はお出しいただいているところなんです、直近のものを出していただいたということであります。今の御説明によりますと、4月になってみないと現実、ニーズも含めて分からないよということでもありますから、今の段階で簡単に言えないというのは理解いたしました。ちなみに、去年から今年度にかけて物件等を、今おっ

しゃった条件に合ったところを探したと思うんですけど、エリアとしてはどの辺りを探していたのでしょうか、お聞かせください。

○千葉子ども若者計画課長 三小学区と五小学区です。第八小のほうは公設が決まっておりますので、途中からは募集をかけてございません。

○皆川委員 分かりました。第五小に関しては、幸いなことに権利擁護センターの移転に伴って、その場所を学童保育所という方向で今準備が進められているということです。そこで、今おっしゃったこの区域に関しては恐らく一定解消されるものと考えられます。もちろん4月になってみないと分からない部分があるんですけども、そこは理解いたしました。

第三小に関して、第八小についても、これまでも議会で御説明がありましたので、そこは承知しております。4月以降、また物件探しといいますか、進めていくということですが、どちらにしても第五小の権利擁護センターの学童も、実際に稼働するのは令和8年ですね。だからその間、実態として本当にどうなっていくかというのは未定のところがありますけれども、今後も鋭意努力して探していただくしかないかなと思っております。この数字だけ見ますと、表の定員と在籍数だけを見ますと、例えば第一小のキッズクラブ・東元町というところは定員38人なんですが在籍人数は14人ということで、数字だけ見るとまだ入る余裕があるのに人数としては入っていないということですから、ただし公設のほうは充足している、ましてや定員以上に在籍しているということもあって、何とか平準化できればいいなとは思いますが、ただ利用者側の意向とか様々な思いがあると思いますので、単純には言えないなということも理解いたします。いずれにしても4月以降、民設学童保育所は現在12あるわけですが、できる限りニーズに沿った形で進めていただきたいということだけ申し上げまして、御努力を重ねていただくことを要望いたします。終わりたいと思います。

○中山委員 すみません、簡単に確認させてください。皆川委員の資料に基づいてなんですが、民設民営、民間学童保育所の4年生以上の受け入れについて、4月1日の人数を見ないと分からないところはあると思うんですが、今はまだ、どこで4年生以上を受け入れられるかというのは分からないのでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長 4年生以上の受入れに関しましては、募集を行っている施設をホームページでも随時公開しておりまして、来年度は6施設で受入れをする予定でございます。

○丸山委員長 どこか確認したいということですね。では、その名称をお示しいただけますか。

○山元子ども子育て支援課長 まず、一小地区のキッズクラブ・東元町、あと、二小地区のふじSUNクラブ、四小地区のキッズクラブ2つ、泉町と泉町第2です。あと、七小地区の国分寺駅北口和みっこクラブ、十小地区のキッズクラブ戸倉になるかと思います。

○中山委員 ありがとうございます。

○丸山委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 それでは、このページは以上で終わります。

続いて、215、216ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○丸山委員長 それでは、217、218ページ。

○高野委員 生活保護の事務に要する経費についてお伺いいたします。資料を御用意していただいております。資料第21号です。課税課に御用意いただきましたが、市町村税課税状況等の調べ、第5表の資料と

なります。質疑の趣旨なんですけれども、捕捉率についてであります。すなわち、本来制度を利用できるはずの人が現実に制度を利用している人の割合、これが捕捉率というものなんですけれども、日本においては約20%とされて、諸外国よりも非常に低い水準にあるとされております。国としても捕捉率は公式には明らかにしていないようでありまして、そこで市内の捕捉率の一端を知りたいというのがこの質疑の趣旨となります。

まず、お伺いしたいんですけれども、現在の生活保護受給世帯数についてはいかがでしょう。

○伊東生活福祉課長 令和7年2月末現在で生活保護世帯数は1,083世帯ということでございます。

○高野委員 直近の数字で1,083世帯ということです。この資料第21号の表は課税標準額ということで納税義務者数となっていますので、私の認識ではこの表の数字の中には受給者世帯というのは入っていないという認識ですが、間違いないでしょうか。

○伊東生活福祉課長 この課税標準の表についてもそうなんです、私どもといたしまして住民税が課税されているか、課税されていないかということにつきましては、生活保護の申請あるいは相談を受ける時点において、住民税が課税されていますか、あるいは課税されていないかということについての説明もさせていただきますし、お聞きすることにしております。といいますのも、その時点でしっかりこれをお伝えしておかないと、住民税が発生されている方については後々の減免等の手続もありますので不利益になる可能性もあります。ですので、住民税非課税世帯の方については、まず、1月1日現在で住民税が非課税であれば課税はされませんので、納税義務者としてのカウントはされないということで考えております。

○高野委員 ストレートに、今、生活保護を受給されている方はこの表には載っていないと。この表に載っている方々が生活保護の対象になるかどうかというのは、それも一概には言えないということだと思うんです。

○伊東生活福祉課長 いま一度、そこら辺で誤解を生じる可能性がありますので、まず、この資料にあります令和6年度でお示しというか、考え方を言わせていただければ、まず、令和6年1月1日が賦課期日になります。その時点で生活保護を受給されている方であれば非課税となりますので、納税義務者としてのカウントにはならないということでございます。

○丸山委員長 この表に出ている納税義務者の方々というのは、あくまで令和6年1月1日付での、その部分でこの対象になっているということで、その後の事情等で生活保護受給者になれる方もいらっしゃるという意味ですか。

○伊東生活福祉課長 もちろん、納税義務者でここに表示されている方が、例えば1月2日以降、課税決定された後に生活保護の申請があり、仮にその方に住民税が発生しているのであれば、残りの納期について減免の対象になるということでございます。ですから、1月1日現在がまず基本になりますので、その後、生活保護を申請された方については別で考えていただいたほうがよろしいかと思います。

○丸山委員長 1月1日というものを前提に考えた場合には、高野委員がおっしゃったとおりこの表の中に生活保護受給者の方は入ってこないということだと思うんですけれども、ただ一方でその後、1月2日以降に今言ったお話でそういった事由に該当する方というのも当然いらっしゃる可能性もあるということなので、その場合にはこの中に重複といいますか、実際この表の中にいらっしゃる方で生活保護受給者の方も存在し得るという御説明だったと理解いたしました。よろしいですね。

それでは、高野委員。

○高野委員 詳細な御説明ありがとうございます。また、その年の所得だけではなくて、貯金の額とか資

産の額ということも当然入ってくるので、なかなか難しい話なのかなと思うんですけども、とはいえ、生活保護を受給されている方以外でも、この中のいろいろな階層の中からまたケースのことをお伺いすると、例えば下のほうの所得の高い方だとしても、いろいろな御事情で受給の対象になるということもあり得るという認識でよろしいでしょうか。

○伊東生活福祉課長　まず、可能性としては、こちらに載っている課税標準の高い方についても、場合によっては生活保護になり得る可能性は秘めているということでございます。

○高野委員　あらゆる階層の方が対象になり得るとすれば、健康の問題とか経済状況の変化とかいろいろな御事情で、逆に言うといろいろな方が対象になり得るということで、捕捉率という話からはなかなか今、離れつつあるんですけども、なかなか捕捉していくというのは難しいということもあるとは思いますが、逆に言うと、そういった意味で制度の周知や利用の心理的なハードルを下げるということで利用の促進を進める必要もあるのではないのかなと、私としては考えるということであります。

そういった中では、生活保護の事務に要する経費で、印刷製本費というところで前も一般質問でお話ししましたが、啓発ポスターといったことも、去年よりも20万円くらい減額されておりますけども、そうした方策についてもぜひとも検討していただきたいと思いますと思いますが、御担当者として一言いただいて終わります。

○伊東生活福祉課長　まず、一つ一つ整理させていただきたいんですが、最初の捕捉率については、これは市としても、国としても捕捉率についての考え方を示しているところではありませんので、そこは一旦整理させていただきたいと思います。

あと、今回の生活保護の事務に要する経費の中の印刷製本費については、生活保護受給者や医療機関等に送付する封筒の部分になっております。ですので、先ほどのお話の周知のポスターとかの部分ではないということで、予算が今回22万円ほど減少しておりますが、こちらについては実績、あるいはゼロベースで各予算を見積もった金額で今回も計上させていただいているということでございます。

あと、利用促進につきましては、生活保護制度については、私どもは法定受託事務として取り扱っておりますので、国の制度あるいは運用取扱いについては国の通知に基づいて適正に進めているというところで考えてございます。

○丸山委員長　よろしいですか、高野委員。

それでは、このページでよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○丸山委員長　それでは、続きます。219、220ページ。

（「なし」と発言する者あり）

○丸山委員長　それでは、以上で民生費を終了いたします。

ここで、説明員の入替えのため暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時40分再開

○丸山委員長　それでは、休憩を閉じまして委員会を再開いたします。

それでは、款4、衛生費です。221、222ページ。

○久保委員　222ページのその他保健衛生に要する経費の中でお伺いいたします。令和6年から、がん患

者へのアピアランスケア支援事業助成金を創設していただいて、大変ありがとうございます。昨年中はすぐに補正予算の計上があったりということで、まず、令和6年はまだ終わってはいませんが、どういった状況であったか、教えていただけたらと思います。

○占部健康推進課長　がん患者へのアピアランスケア支援事業助成金につきましては、昨年7月に開始したところ、大変反響をいただいております、12月の議会で補正予算もお願いしたところでございます。

現在の状況ですが、3月11日時点で47件の申請を受け付けているという状況でございます。

○久保委員　ありがとうございます。その47件の主な申請の用品の内容とか、可能であれば教えていただけますでしょうか。

○占部健康推進課長　47件の内訳ですが、医療用ウィッグが36件、補正下着が6件、毛付き帽子が3件、人工乳房が2件となっております。

○久保委員　承知しました。詳細にありがとうございます。今回の予算、120万円に関しましては、見込みの件数としてはどれぐらいで立てられていらっしゃるのでしょうか。

○占部健康推進課長　令和7年度の当初予算の見込み件数としては、60件を予定しております。

○丸山委員長　久保委員、よろしいですか。

そのほか、このページでいかがでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○丸山委員長　それでは、次のページに進みます。223、224ページ。

○松岡委員　こども家庭センター事業（母子保健機能）に要する経費のところで伺います。個別説明票は通し番号105番になります。産後ケア事業のところで伺いたいと思うんですけれども、委託料の中の産後ケア事業委託料が令和7年度予算では4,368万1,000円となっていて、令和6年度予算から減額されています。令和7年度からは助産師等が訪問してくださるアウトリーチ型が始まるということで、こちらはありがとうございます。アウトリーチ型が始まるということでも減額されている理由としては何だったのか、伺いたいと思います。

○坂本子育て相談室長　産後ケア事業につきましては、令和6年度当初は事業者が2事業者というところで、今年度12月から新たにショートステイを実施する事業者が2つ増えまして、今は4事業者でございます。令和7年度におきましては、さらに事業者を追加することを予定してございます。ただ一方で、事業者が増えてもニーズに応えた供給量というのがなかなか難しいということでございまして、一定実績等を踏まえた上で、今回は減額させていただいたところでございます。

○松岡委員　ホームページにも、令和6年度中に事業者が増加したという旨が書かれてありました。予約が取りにくい状況が続いていたと思うので、そちらに対しては広げていただいてありがたいなと思っております。今回の令和7年度の予算では、実績に合わせて見込みをされていたということになりました。令和7年度の受入事業者が増えるということですが、合計では幾つになるということですか。

○坂本子育て相談室長　事業者によって、今回、デイサービス型、ショートステイ型、アウトリーチ型の3つの形態がございます。事業者によって全て実施するところ、またそのうちの一部分をやるところがございまして、全体としては合計7事業者でございます。令和7年度は、デイサービス型に関しましては5事業者、ショートステイ型に関しましては5事業者、アウトリーチ型に関しては3事業者が実施する予定でございます。

○松岡委員　詳細について、御説明ありがとうございます。アウトリーチ型についてももう少し伺いた

いんですけれども、来年度はどのような利用時間であったり、利用者側の利用条件などを教えていただけたらと思います。

○坂本子育て相談室長 アウトリーチ型は、利用者の自宅に助産師が訪問して産後ケアを実施するというところでございます。1回当たり2時間で設定してございます。主な支援内容としては授乳指導、育児相談、産後の心身ケアなどでございます。

○松岡委員 分かりました。詳細にありがとうございます。現在では一番最初の面談の申込みは電話で行うことになっていまして、その後、面談したときに登録するとなっていますが、こちらの最初のところの電話がなかなかハードルが高いかと思っていて、今までも改善を求めてきておりました。電子申請として、今はぶんじ子育てナビを皆さん使われているかと思うので、そちらなどで申請できるようにしていただきたいなと思うんですけれども、こちらに関しては何かありますでしょうか。

○坂本子育て相談室長 電子申請につきましては、これまでも様々御意見をいただいてございました。現在、令和7年4月開始に向けて、今まで電話でいただいておりました事前面談の予約をぶんじ子育てナビによるアプリを利用した予約に変更する準備を進めてございます。また、申請手続に関しましてはL o G o フォームを使った電子申請を行えるよう、これも準備を進めてまいります。今、4月に向けて準備を進めているところでございます。

○松岡委員 最初の電話も、その後の申請手続についても電子でできるようになっていくということで、ありがたいと思っています。よろしくお願いします。様々に拡充していただいていることに本当に感謝しますので、今後、令和7年度の新しい体制をまた注視していただきたいと思いますと思います。

この項目でもう一点あるんですけれども、よろしいでしょうか。

○丸山委員長 どうぞ。

○松岡委員 多胎児家庭移動支援助成金のところでお伺いいたします。令和6年度の当初予算は24万円で、令和7年度が16万8,000円と減額されていますが、こちらの理由を教えてくださいと思います。

○坂本子育て相談室長 多胎児家庭移動支援事業につきましても、前年度の実績を踏まえた上で予算計上の金額を設定させていただきました。ただ、令和6年度なんですけれども、対象事業の要件を一部緩和した部分がございます。現在、申請が増えてございます。例えば令和6年度の申請状況につきましては2月末時点で10件の申請がございまして、特に1歳未満のところでは今回、6世帯から御申請がございします。こちらにつきましては、引き続き多胎児家庭に向けての周知を行ってまいりたいと考えてございます。

○松岡委員 令和6年度の実績なのかなというふうに思います。対象の事業について緩和していただいたということは、とてもありがたいことだと思います。増えているというところですので、こちらは今後見ていっていただきたいんですけれども、今、対象の家庭に対して申請は直接行かなきゃいけないというふうにホームページからもやはり見てとれるところがあります。訪問していただけるということでもあるんですけれども、そういったところをやっぱり書いていっていただきたいなというふうにも思いますので、ニーズはたくさんあると思います。今後も見ていっていただきたいと思います。

○久保委員 先ほどの関連でもう少しだけ確認させてください。まず、厚生文教委員会でもお話がありました赤ちゃんファーストギフトが直接都の流れになると今、認識しているんですけれども、もう一度その点を御説明いただきたいので、よろしくお願いします。

○坂本子育て相談室長 赤ちゃんファーストギフト（東京都出産・子育て応援事業）につきましては、国分寺市の子育て応援ギフトとともに、※都から補助を受けて市のほうで令和6年度までギフト5万円相当

を配布してございました。令和7年度からに関しましては、ここは都が市のほうに補助をするのではなく、市が直接対象者の方から申請を受け付けて配布するということになっております。あくまでこれは予算ベースになりますけれども東京都から聞いているのは、これまで市に5万円補助してギフト5万円相当となっておりましたが、ここが10万円相当ということに切り替わるということで聞いてございます。（※次ページに訂正発言あり）

- 久保委員 ありがとうございます。しっかりと理解できました。先ほど松岡委員もおっしゃっていましたが多胎児家庭移動支援、移動の負担を軽減するためにできた助成金ですけれども、公明党としても緩和をお願いしている中で、令和6年に緩和していただいているということですのでけれども、その詳細ももう一度教えていただけますでしょうか。
- 坂本子育て相談室長 多胎児家庭移動支援事業につきましては、対象事業が市の母子保健の事業でありますとか、予防接種、健診、また多胎児を対象とした交流会などが対象でございました。今回緩和したのは、市の事業ではないんですが、市の中で子育て支援の活動をしている団体といったものも対象とすることにしました。具体的には、市ではこっこっこだより、こっこっこ月間というものを実施しておりまして、そこに参加されている団体も対象ということに拡大してございます。
- 皆川委員 224ページの災害医療関係に要する経費というところでお聞きします。これは昨年度から開始した事業のようで、昨年の議事録を見ますと高瀬議員と久保議員が第1回定例会の代表質問で質問されていて、木村委員が予算特別委員会で質疑されているという項目です。これに関して、個別説明票では通し番号103番です。今回は85.4%、予算が前年度より増えているということで説明があります。まずお聞きしたいのは名称なんですが、昨年も仮称ということで（仮称）災害医療救護計画委員謝礼とありますが、今年も仮称なんです。業務委託も含めて1年たちますが、仮称のままでよろしいんでしょうか、その点を確認させてください。
- 占部健康推進課長 こちらの計画につきましては、今、検討委員会を立ち上げて計画の内容の整理をさせていただいているところでございます。名称についてはまだ決定ではないというところで、仮称とさせていただいております。
- 皆川委員 名称は、1年たって、さらには業務委託するということで仮称のままでいいのかなという単純な疑問からお聞きしました。あわせて、要綱集に載っているのかなと思って、私自身は探せないんですが、要綱と実施要領ですか、内部的なものがあるのか分かりませんが、私が探せないだけなのか、要綱は既にあるのか、その点をお聞かせください。
- 占部健康推進課長 こちらの検討委員会については、要綱で設置させていただいております。（仮称）国分寺市災害医療救護計画策定検討委員会設置要綱となります。
- 丸山委員長 要綱集にあるのか、あるとすれば該当のページも含めて教えていただければ。確認に時間が必要であれば、その旨をおっしゃってください。
- 占部健康推進課長 ちょっとお時間をいただければと思います。
- 丸山委員長 皆川委員、ちょっとお待ちいただいているんですか、一旦保留ということで。
ちなみにこのページでほかに質疑のある方。
- 高瀬委員 皆川委員の後に、もし出なければお聞きしようかと思っていたんですけども、同じところになりますが、今回の代表質問でも小坂議員が質問をさせていただき、災害医療救護計画を策定するに当たり1年間既にやっていて、これからはそれを基に訓練などもしながら、そこも含めて策定していくとい

うような御答弁があったと思うんですけども、今、どのような状況にあるのか教えていただきたいと思います。

○占部健康推進課長　こちらは、先ほど御答弁させていただいたとおり検討委員会を設置しまして、まず計画策定の趣旨について委員の皆様にご理解いただいて、市内の課題の認識とか、これまで訓練を継続的に年1回実施してきましたので、その成果等も踏まえて発災時の対応の方向性等の整理を行ってきたところでございます。来年度につきましては、さらに詳細な検討を進め、訓練につきましては何かしら図上訓練のような訓練をやらせていただいて、実際に災害が起こった際にこういった対応をするのかというような対応をしまして、その訓練の結果を計画に反映させていただきたいと考えております。

○高瀬委員　分かりました。これまでも訓練をやってきたのは承知しておりましたけれども、新たに策定する期間の中でさらに図上訓練をしながらということは、より一層課題も明確になり、反映できるのかなと思いますので、そこはぜひ、やっていただきたいなと思います。詳細が分からなかったのを確認させていただきました。ありがとうございます。

○占部健康推進課長　先ほどの皆川委員の御質疑のところで、要綱の施行日が令和6年8月29日となっております、お持ちの要綱集は4月1日付ですので載っていないということでございます。

○皆川委員　ありがとうございます。昨年8月29日ということですから、令和6年4月1日以降に新たに設置された要綱ですね、そこがまた明らかになってくると思います。であるなら、なおさら、仮称のままでいいのかなという疑問は残るんですけども、それについてはいかがですか。要綱も仮称なのですか。

○丸山委員長　要綱自体は仮称になっているということですか。確認をお願いします。

○占部健康推進課長　要綱にも、既に仮称がついておりまして、今後、計画の名称を決定していきたいと思いますので、今の段階では仮称ということでございます。

○皆川委員　分かりました。別に私、仮称にこだわって質疑をするつもりもなかったんですが、2年分の予算書を比較しましたら仮称のままだなということと、要綱の設置時期ということが今の時点では分かりませんでしたので確認いたしました。

これに関しては、今、高瀬委員も触れましたが、そのやり取りの中でも非常に重要な計画だということでは認識しております。今、進捗状況がどうなっているのかなということでは、令和6年と令和7年の2年をかけて進めているということです。進捗状況も含めて担当委員会にも御報告されていたでしょうか。私は傍聴しているつもりなんですけれども、もし報告されていないとしたら、報告していただくのがよろしいのではないかなと思いますが、その点はいかがでしょう。

○占部健康推進課長　こちらについては、まだお示しできるようなものができておりませんので、今後、来年度にかけて、厚生文教委員会等に報告させていただきたいと考えております。

○皆川委員　ぜひ、よろしく願いいたします。ただ、要綱ができた時点で、本当はその要綱も含めて、こういうものを今やっていますということ、中身は深まらないにしても、そういう報告があってもよかったかなと思います。それは意見でとどめておきたいと思います。

○坂本子育て相談室長　先ほど私、令和6年度の赤ちゃんファーストギフトのところで、都から補助を受けて市がギフトを配布しているという話をしたんですけど、すみません、赤ちゃんファーストギフトについては、市のほうは5万円相当のギフトをお渡しして、実際にそれを利用者が使った後に、事業者に対して支払いをしているのは東京都でございましたので、発言の訂正をお願いしたいと思います。

○丸山委員長　訂正を認めます。

○木村委員　先ほど、ちょっと私の名前も出たものですので、私は、昨年度は国分寺市医師会に加入していない診療所の医師の先生方もいらっしゃるので、事は災害時なので、そういった方々にも御協力いただくことはできないかという向きの質疑だったと記憶しております。

それはさておき、今の皆川委員のやり取りを聞いていて、当初からこれは2か年で策定するという、昨年の予算書に載った時点で、そもそも2か年で策定するという計画でスタートを切っているものなんではないかと、まず、そこを確認したいと思います。

○占部健康推進課長　委員おっしゃるとおりでございます。

○木村委員　ああ、そうなんですね。そうしたら、当初から2か年をかけて、これは今まだ確認していないんですけども、聞いて確認したほうが早いのかな、債務負担にしていたんですか。債務負担になっているのですね。分かりました。失礼しました。関連でお伺いしたので、私のあらかじめの調べが追いついてなくて、すみませんでした。債務負担の限度額にも収まっているということなので、そこは了解いたしました。

そもそも2か年でスタートしたということなので、ちょうどここで新庁舎ができて、市長も事あるごとに医師会の災害対策本部とも直近の位置関係にもなって、国分寺消防署とも連携が取れてというところを常に強調されてきたわけですので、新庁舎の開庁自体は令和6年度の令和7年1月ということですが、令和7年にはこれがスタートを切るのかなというところで、市長の御発言等と照らし合わせるとそう考えていたんですが、そうすると、これまでのやり取りを整理すると、これがスタートを切るのは令和8年4月ということではないですか。

○占部健康推進課長　計画の策定は令和7年度中を目指しておりまして、令和7年度中には策定したいと。ただ、策定は恐らく年度末になると思いますので。

○丸山委員長　いつから運用がスタートするのかということも、お答えいただけますか。

○占部健康推進課長　こちらについては、災害医療のマニュアルのような計画ということで、一般の計画とはちょっと違う、実際に発災時にどう対応するかというような計画になっておりますので、計画期間を設定するというよりは、随時更新していくマニュアル的な計画というようなことで御認識いただければと思います。

○木村委員　私もそのイメージではあります。要は平常時ではない、災害時での対応なわけですから、そういうふだんない状況の中で、いざ災害が起きた場合にはどう行動すべきかというところでいえば、今おっしゃったようにマニュアルだろうと、私もそういう認識ですので、そこは全然そごはないんです。

ただ、事は災害なので、今は、非常にリスクが高まっているということで、南海トラフの問題もありましたし、去年の能登半島のこともありましたし、だからあまり悠長に計画期間を長く取ってということでも、事の性質上ないんだろうと思っておりますし、今、ちょうど課長も随時更新しながらということでおっしゃっていただいたので、そういうことであれば、まずは第1弾として速やかに一つ目の完成版をつくっていただいて、それが不完全だとしても、課長がおっしゃるように常にブラッシュアップしていけばいい話ですので、そういう意味で私は、まずは第1弾としての計画策定を速やかにすべきかなと思いますが、いかがでしょう。

○占部健康推進課長　計画については、委員おっしゃるとおり速やかに対応したいというところで、令和7年度中に策定させていただきたいと考えております。

○丸山委員長　よろしいですか。

それでは、このページはよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○丸山委員長　それでは、224ページまで終了といたします。

225、226ページ。

（「なし」と発言する者あり）

○丸山委員長　227、228ページ。

○はぎの委員　私からは一番下、がん検診費のところであります。個別説明票は通し番号118番になります。今回、バリウム検査以外で、いよいよ新たに内視鏡検査を開始していただけるということでございます。これまで、どうしても内視鏡を受けた人は人間ドックを選択していただくというような形であったかと思えますけれども、今回は7月からということで伺っております。対象とか、もろもろ含めまして御説明をお願いいたします。

○占部健康推進課長　来年度、令和7年度に胃内視鏡検査を導入する方向で調整を今、行っております。開始時期は令和7年7月で、12月までの6か月間実施したいと考えております。対象については、市内在住の50歳以上の方です。受診頻度については2年に1回、自己負担金については3,000円とさせていただきますと考えております。実施医療機関については、市内の実施医療機関で検査を受けていただくということになります。

○はぎの委員　御説明ありがとうございます。こちらの定員は、どのような考え方でしょうか。

○占部健康推進課長　定員につきましては、現在のところ400人で見込んでおります。こちらの400人という数字ですが、初年度というところであり、医師会傘下の医療機関のキャパシティも考えて、取りあえずは400人で設定させていただいたというところでございます。

○はぎの委員　分かりました。ありがとうございます。この募集は、5月1日の市報で募集を開始してただけということで伺っております。この申込み方法なんですけれども、これまでのバリウム検査はインターネット申込みということでL o G oフォームを使って、あとはプラス郵送という形で行っていたかと思えますけれども、これも全く同じような形でやれるのかどうか、その点も確認させてください。

○占部健康推進課長　委員おっしゃるとおり、同様の方法で実施できる予定でございます。

○はぎの委員　分かりました。ありがとうございます。あとは、今回、バリウム検査と内視鏡検査、あと人間ドックも、年内にいずれか一つを受けることができるというようなことになっておりましたので、後から知ったという形で先送りということがあるとなかなか残念な思いをする方もいるかと思えますので、その辺も含めてしっかりした周知をお願いしたいと思っております。

今回の内視鏡検査を私も受けたんですが若干年齢が足りないということで、あと2年後に頑張りたいと思っております。内視鏡検査では死亡率減少効果が見られますし、あとどうしてもバリウムを飲むことができないという方もいるし、あとはアレルギーがあってもなかなか難しいというお声もあることは確認しておりますので、しっかりと、今回望まれている方も多くいらっしゃると思いますので、ぜひとも引き続きの御努力をお願い申し上げまして、一言いただいて終わります。

○占部健康推進課長　周知広報等についても、しっかりとやっていきたいと考えております。

○だて委員　関連でお伺いします。今、はぎの委員に概要は全部聞いていただいたので理解したところですが、プラスして聞きたかったのは実施の医療機関について、何医療機関で、たくさんじゃなければ具体的に名前を挙げていただけるところがあればと思うんですが、どうでしょうか。

- 占部健康推進課長　実施医療機関につきましては、大体目星は立ってはいらっしゃるんですけども、これから医療機関にアンケートを取って確定ということになりますので、今はまだ申し上げることはできないんですけども、現段階では7から10医療機関ぐらいが御参加いただけるのではないかと考えております。
- だて委員　ありがとうございます。7から10ということであります。胃カメラの設備があるところ、ないところが当然出てくると思います。ちなみに、人間ドックを現状行っている2院、国分寺病院と国分寺内科中央病院も胃カメラをやっていると思うんですが、そこはまた入ってくるという感じのイメージなんじゃないでしょうか。
- 占部健康推進課長　そちらの市内2病院にも実施のお願いをしているところでございます。
- だて委員　人間ドックは私もよくというか、2年に1回くらい受けさせていただくんですけど、いつも私の場合は国分寺病院で受けさせていただくんですけど、胃カメラ担当の医師の数が十分じゃないというところで、胃カメラが引っかかって、なかなか予約が取りづらいということは、多分御担当も御承知かなと思うんですけども、そこに今回そういった形でさらに単独の胃カメラ検診という形で重複しちゃうと、人間ドックのほうの予約がなかなかまた取りづらくなる可能性があるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。
- 占部健康推進課長　その辺りは、病院と調整しながら対応してまいりたいと考えております。
- だて委員　なかなか人間ドックの予約も、結構早い期間に皆さん、そういう状況があるので一生懸命電話して取られると思いますが、そういった状況がありますので、これから具体的に最終確定していく前にその辺もよくよく検討していただいて、どちらかが増えてどちらかが減ってしまうということでは困りますので、その辺はうまく対応いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- 皆川委員　228ページの成人健康診査に要する経費（健康診査費等）のところでお聞きします。この中の12の委託料に後期健診委託料があります。個別説明票を見ますと通し番号117に説明がありまして、今まで、消費税申告に関わっての金額の違いというのも大きいようです。これまで後期高齢者医療健康診査に要する経費を一般会計に移管したということでの増額だそうです。そこで、一般会計は消費税の申告義務が免除されているという表現がありまして、まず、これは今年度からこういう制度が始まったものなのか、制度について教えていただければと思います。
- 占部健康推進課長　こちらは今年度から始まったとかそういったことではないんですけども、一般会計は消費税法上、売上げと仕入れの消費税額を同額とみなすこととされていることから、消費税の申告義務が免除されております。こちらは消費税法による規定になります。
- 皆川委員　消費税法による規定ということですが、これまで後期高齢者医療健康診査は特別会計だったわけで、今年度じゃなくてもっと早くに移管しておけばよかったものなのか、そういう性質のものなのか、その辺も教えてください。
- 越川保険年金課長　令和5年に厚生労働省が、市区町村が東京都後期高齢者医療広域連合からの委託事業として特別会計で予算を計上して健康診査などを実施した場合には、消費税申告が必要となるとの見解を示しました。同時に、一般会計で実施した場合には、先ほど健康推進課長から申し上げましたように、消費税法の規定により申告不要となることも示されました。本市は、今年度に過去5年分について消費税申告をまとめて行いましたが、かなりの手間でしたので、国が示唆するように一般会計で実施したほうが効率的であると考え、令和7年度から一般会計で計上させていただいております。
- 皆川委員　令和5年度に国からの通知があったということです。でも、国としても、もしそれがもっと

早くから分かっているんでしたら、もっと早くに知らせてくれたらよかったのという気持ちがあるんですが、国としても気づくのが遅かったのか、そこが縦割りによることなのかよく分からないんですけども、制度によるということでは理解いたしました。ということは、全国的にこのような動きだと理解してよろしいですか。

○越川保険年金課長　この令和5年のタイミングは、ちょうどインボイス制度と、あとは高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業というものが国の令和2年度からの事業として始まりまして、その辺りを契機として、各自治体のほうで、これは消費税申告が必要なのではないかという疑問が持ち上がりました。厚生労働省に照会をかけたところ、令和5年度になって見解が示されたということです。

○皆川委員　国のほうでも、何らかの段階で誰かが疑問に思ったということなのかもしれませんが、本来であれば、そこは様々な制度と整合性を持って、いろいろな仕組みであったり制度というものを設計していただきたいなと思います。これは国の話なのかもしれませんが、まずはそのように思います。それによって自治体が、ある意味国の通知を見逃してしまったら本当に大変なことがいっぱいあるんですよね。ですから、きちんと御担当の方が常に国の情報も踏まえてお仕事されているというのは十分承知しております。適切な形で今回から計上したということは理解いたしました。中身ではなく、制度について確認させていただきました。

○木村委員　私も、実は次のページの歯科健診に要する経費でも全く同じことが個別説明票に書かれておりまして、私はこちらで質疑しようと思って、質疑自体は別途用意してあって、そこで気づいたので、今の皆川委員のページにも全く同じことが書かれているというのは今し方知ったんですけども、こういう事例というのは多分過去にないのかな、少なくとも記憶にはないんです。インボイスの関係ということであればごく最近ですので。

要は、特別会計じゃないですか。特別会計の原理原則は地方自治法第209条第2項で特定の歳入をもって特定の歳出に充てるべき場合には特別会計とすることができるということで、この後期高齢者医療は公営企業会計に位置づけられるので条例は必要ないということで市としては条例を持っていないんですが、公営企業の経営についてはというと、地方財政法第6条に載ってまして、これを読んでいくと、支出が客観的に特別会計じゃないと困難である場合のみに限られているような文言になっていまして、特別会計から一般会計に容易に移行し得るようなことが地方財政法では想定していないのではないのかなと。ただ、一方では厚生労働省からの通知だということのようなんです、厚生労働省自身が地方財政法だとか地方自治法をどこまで原理原則を踏み外さずに通知を出されたのかというところが、この二つの法を見るとなかなか理解できないんです。その辺は所管としては、別に厚生労働省は特別会計から一般会計に移せとは言っていないわけでしょう。移したほうがいいのかもねくらいのことは言っていたかもしれませんが。いわゆる省令等でそうしなさいとなったわけでもないでしょうし、通知が来ただけですね。そうなった場合に、あくまでも国分寺市の自主判断として特別会計から一般会計に移したわけで、そうした場合に国分寺市では、地方自治法あるいは地方財政法に照らして、これが適切であるというところは、どのようなところから読み取って判断されたのかをお聞かせいただけますか。

○越川保険年金課長　消費税法の除外規定というのが一般会計にだけしか適用されない、こちらの健康診査委託事業を受託として受けるかどうかという裁量が市区町村にないと、それと同時に一体的実施事業のほうでも広域連合から受託して受けなければならないと規定されていると、この辺りをもって、各自治体が厚生労働省に除外規定を消費税法に置くべきではないかという意見を出したところ、そうしなくてもい

いと、一般会計でやることを推奨とまでは言わないんですけれども示唆しているので、それで対応してほしいという見解を、東京都を通じて示されたところです。それによりまして各自治体が動きましたので、私どももそちらのほうが適切かと考えた次第です。

○木村委員　あくまでも消費税法に基づいてというか、消費税法に照らしての判断であって、地方財政法であったり地方自治法に照らしての判断というのは、そうすると、ある意味置き去りになっているのかな。一定の国のお墨つきがあるようですので、そこをもって、特別会計を一般会計に移行したことをもって違法だという判断は恐らくは下らないんだろうと。訴訟になったら分からないですけども。そういう訴訟が起きるのかどうかも分かりませんが、ただ少なくとも地方財政法や地方自治法から見ると、単純に事務の煩雑さをもって特別会計から一般会計に移すことは、この二つの法は想定していませんよ。なので、そこは私自身も研究しなきゃいけないかなと思いますし、担当のほうもぜひ、研究していただいて、ただ事務の煩雑さをもって、事務レベルの話をもって、特別会計から一般会計に移すといったら、特別会計の本来の原理原則が多分崩れると思うんですよ、全ての特別会計が。そこら辺は、また私自身も研究させていただきますので、またしかるべきときにこの点はお伺いできればと思いますので、よろしくお願いします。答弁は結構です。

○中山委員　はぎの委員とだて委員の関連です。内視鏡検査ができるようしていただいたことは一定評価しております。もろもろ聞いていまして、私も人間ドックがなかなか予約できないということは感じておりますので、その辺がどうなるかは心配しているところです。市民からすると、この間、がん検診だけではないんですけども、他市、近隣市の医療機関での検査、近隣市だけには限らないんですけども、他自治体でこういう検査が受けられないのかという声もありまして、その辺の難しさというのはこの間の答弁で認識はしていますけども、いかがお考えか教えてください。

○占部健康推進課長　がん検診等についての他市乗り入れにつきましては、なかなか他市の医師会等との交渉等も難しい部分があります。まずは市内の実施医療機関を増やして、そちらで受けていただくというような対応を今のところは考えております。

○中山委員　ちなみに、がん検診で他市乗り入れしている検査はありますか。

○占部健康推進課長　他市の医療機関で受けられるというところでは、乳がん検診であったり、子宮がん検診等については実施しております。

○中山委員　なるほど、分かりました。できるものもあるということなので、これは他市との乗り入れなので、仮にそれができる場合は相互の乗り入れになると思うんです。例えば国分寺市が、他市の市民だけを受け入れるということはないという理解でよろしいでしょうか。

○占部健康推進課長　乗り入れにつきましても様々な形態がありますので、国分寺市民だけ受け入れていただくといった乗り入れも、考え方としてはできると思います。

○中山委員　分かりました。考え方としてはあり得るということです。いろいろ相互乗り入れについて課題があるのは承知していますけども、市民的にはかかりつけ医が市内にあるとは限らないので、かかりつけ医で検査できるというのが一番安心できますので、その辺は御担当も認識されていると思いますので、また引き続き今後も検討をお願いしたいと思います。終わります。

○丸山委員長　ほかはよろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○丸山委員長　それでは、228ページまで終了します。

続いて、229、230ページ。

○木村委員　すみません、前のページで予告したとおり歯科健診に要する経費でお尋ねいたします。個別説明票ですと通し番号120番です。先ほどの前のページで議論させていただいた消費税が絡む話で一般会計に移ってきたその要素は抜いて質疑をさせていただきますが、もう一つの要素として、歯科健診の実施期間を1か月延長するという一方で事務報告書を見ると、令和5年度時点の話ですけれども、当時の後期高齢者医療歯科健診の対象を除いた成人健診の受診者が1,232人で受診率が1.35%で、後期高齢のほうに分類されていた既存の分類の中で受診者が854人で受診率が5.40%ということで極めて低いという状況で、これは以前に私も御指摘を申し上げて、丸山委員も昨年御議論されているかと、あれは決算特別委員会だったか、そこで御議論されているテーマだと思います。

受診の実施期間を1か月延長することによって極めて低い受診率、受診者数というものが、予算書上の数字だと、二つだったものが一つに統合するということもあってなかなかうまく計算できなかったんですが、この受診率の向上というのは見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○占部健康推進課長　歯科健診の延長につきましては、成人歯科健診及び後期高齢者医療歯科健診を合わせまして、例年6月から12月で実施していたのですが、6月から翌年の1月までの実施というところで延長したいと考えております。こちらについては歯科医師会等とも協議をしていたんですけれども、最近歯科健診の受診率が伸び悩んでいるという現状を踏まえまして、夏の猛暑による受診者の伸び悩みを考えれば期間を延長したほうがいいんじゃないかというようなところでお話をさせていただいて、延長させていただいたというようなところでございます。

受診率の伸びにつきましては、もちろん受診率を伸ばしたいというところではあるんですけれども、実際の実績に基づいて予算の算定をしておりますので、予算上で受診率が伸びているというところではないんですけれども、受診率を伸ばしたいというところでこの期間の延長については計上させていただいたというところでございます。

○木村委員　あくまでも前年度実績というか、決算ベースだと令和5年度実績に基づいてということなのかな。プラス1か月対象期間が延びるということも見込んだ上での予算計上であって、特段受診率の向上は見込んでないというお話と受け止めましたが、では、その辺というのは、先ほども申し上げたように従前から御指摘は申し上げているわけで、受診率向上に向けた担当としての考え方というのは、じゃあ、どこにあるのでしょうか、あるいは全く持っていないのか。

○占部健康推進課長　こちらの受診率の向上については、例えば令和5年度の実績なのですが、成人歯科健診であれば1,232人という実績が出ております。今回の令和7年度の予算では、人数としては1,328人という数字を見込んでおります。仮に、この予算上の人数で受診していただければ、受診率は向上するというようなことになるかと思います。

○木村委員　100人弱の伸びを担当としては見込んで、その額を当初予算として計上されているということですので、そこは期待したいとは思いますが、一方で、担当としての対象市民に対する啓発はどのようにお考えでしょうか。

○占部健康推進課長　啓発につきましては、主に受診勧奨を節目年齢の方に対して、はがき等で通知を送って普及啓発を行ってきたところでございます。かなりやれることはやっているというところではあるんですけれども、引き続き勧奨については送付させていただいて、さらに普及啓発について力を入れていきたいと考えております。

- 木村委員 既に国、政府の経済財政運営と改革の基本方針の中では国民皆歯科健診ということが明示されて、もう2年、3年ぐらいたっているわけで、そういったところからすれば、経済財政運営と改革の基本方針に載った直後の一般質問でも私はこの質問をしていますけども、市の具体的な取組姿勢というのかな、そこも問われてくるんだろうと思っていますし、ひいては市民の方々の歯の健康を維持するという意味では非常に歯科医療費の抑制にもつながる話ですし、そこは市にとってもメリットがあるわけなので、今の御答弁だともうやれることはやってきたという答弁ですが、そうすると、この受診率、これまでの従前の成人歯科健診の対象年齢の部分でいうと1.35%、後期高齢でいうと5.40%というのは、さっきの数字では九十何人分増えるということではありましたが、大きく受診率を上げるというところにはつながってこないのかなと。それは政府の方針とも異なってきたと思うので、なかなか今の御答弁で分かったということにはとどまらないような気がしていますけども、一歩踏み込んだ市の姿勢なり、方針なりというのは、ぜひ、いただきたいと思っておりますが、いま一度答弁をいただけますでしょうか。
- 占部健康推進課長 担当としては、1か月間の延長が受診率の向上につながることを祈っているところではあるんですけども、もちろん勧奨についても引き続きしっかり行わせていただいて、受診率向上に向けて頑張っていきたいと考えております。
- 皆川委員 この歯科健診に関しては、事務報告書で言いますと336、337ページに掲載してしまっていて、今の受診率もありました。市としては、令和5年度の事務報告書ですが、令和6年度に関しましては、これももしかしたら受診率を上げるための啓発活動かなと思ってお聞きしたんですが、2月21日に、これはいきいき高齢社会をめざす市民の集いということでオーラルフレイルのイベントがありました。口腔のフレイル予防です。そのことに関して歯科衛生士の方の講演がありまして、その後、物まね芸人のセニョール玉置さんという方のイベントもありました。本当に高齢者の方がたくさん見えていまして、最初はまさにフレイルに関わって歯周病と全身との関わり、歯周病になると脳血管疾患になる確率が2倍になるよということでしたり、糖尿病の危険についてもお話しされました。そういう学術的な側面、まさにエビデンスの話があって、参加された方もある意味、口腔、オーラルフレイルは重要だと認識した方が多いんじゃないかなと思っています。当日はアンケートを取りましたか、アンケートがあったと思うんですけど、もし参加した人の声などを拾っていたらお聞かせいただければと思うんですが、いかがでしょうか。
- 占部健康推進課長 そちらは高齢福祉課で主催させていただいたイベントだとは思いますが、そのイベントにこちらの歯科健診のチラシも配布させていただいたかと思います。そちらには意識の高い方がいらっしゃっているというところで、歯科健診についても普及啓発させていただいたというところでございます。
- 皆川委員 高齢福祉課だとしても、こうやって連携するということも重要なんだと思います。令和6年に関しては健康推進課としてのやるべきことは、やれる限りのことはいろいろなさったんだというのは木村委員とのやり取りで理解したんですが、まさに他の部署と連携するということも重要だと思いますので、私は令和7年度も、同じ方と呼ぶか、同じイベントにするかは別として、前段は学習的なお話ですね、それに関しては本当に私自身も危機感を持ちました、大事だなという意味で。及川委員も参加されていましたが。その後に、高齢福祉課の担当の方がいないのでお聞きするものなんだなと思いながら話しているんですが、他の担当部署との連携も重要ではないかなということで、令和7年度はそういう視点も持ってやっていただければと思います。その点について御見解をいただいて終わりたいと思います。
- 占部健康推進課長 こちらについても、他課と連携しながら普及啓発をやっていきたいと考えておりま

す。

○及川委員 成人健康診査に要する経費（婦人科検診費）のところですよ。乳がん検診について、西の方の医療機関が少ないということで、個別説明票の通し番号119番で、今回、立川市所在の医療機関を新たに実施医療機関に加えていただきまして、ありがとうございました。過日、一般質問させていただきましてそのことも聞きましたが、この検診の委託料なんですけど、そこを増やしてくれた割には前年度比で200万円ぐらい減っているんです。この理由は何でしょうか。

○占部健康推進課長 こちらは立川駅近くの医療機関になるんですけども、そちらを増やさせていただきました。そちらの人数を見込んでおりまして、その分、検診車の台数を若干減らしております。検診車につきましては、検診費用の単価が高くなりますのでその分で減っております。人数自体は増やしているというような状況でございます。

○及川委員 単価が高いんですね。マンモグラフィ検診車はすごい人気で、そのときも言いましたけど土日にもやっているし、結構ハードルが低いというか行きやすいんです。それでもう既にいっぱいだったの、私は増やしてほしいと言ったんですけど、減らされているとは思わず、ちょっとびっくりしました。ただ別の医療機関を加えているということで、婦人科検診率はすごく低いので、今後も高めるようにいろいろ工夫していただくようお願いして、一言いただいて終わります。

○占部健康推進課長 立川市所在のクリニックにつきましては、月曜日から日曜日まで検診ができると聞いております。また、立川駅から徒歩圏内というところもありますので、一定数の方が流れていただけるというところで、これまで検診車で受診されていた方もゆっくり医療機関で受けていただくということもできますので、そうそういったことも踏まえまして来年度は検診を実施していきたいと考えております。

○久保委員 及川委員の関連で、同じく婦人科検診費のところで確認させていただきます。令和5年の事務報告書の335ページになります。検診の後の結果の要精密検査の人数を、令和5年の分を掲載していただいています。この上の段は子宮がんの検診、2番が乳がんの検診ということで、この検診の事業がしっかりと早期発見につながっているという点で、今後も力を入れてこの事業を進めていただきたいと思っています。立川市の医療機関がこういう中で実施医療機関として加えていただきました。本当に西の地域としては市民の皆さんに喜んでいただけることだと思っていますので、御礼申し上げます。

その上で、先ほどの関連となりますけれども、推奨はがき、また推奨の周知の仕方について、今まで既に特に子宮頸がんの件でも一般質問等でもずっとお願いし、本当に頑張っていたいただいていますので、いま一度推奨の部分で検診の受診率が上がるようにもう一回確認させていただけますでしょうか、一言お願いします。

○占部健康推進課長 婦人科検診につきましては、子宮がん検診につきましては20歳から40歳の方に対してクーポン券を6月に発送しておりまして、乳がん検診につきましても40歳、50歳、60歳、節目年齢の方に勧奨させていただいているところでございます。引き続き、受診率向上に向けて周知広報をやっていきたいと考えております。

○木島委員 その他成人保健事務に要する経費でお伺いしたいと思います。委託料の一番下の（仮称）国分寺市健康ポイントアプリ導入・運用委託料です。何年か議論してきた経過もあって、ここで事業化ということで、これまで様々な研究から検討を深めてきていただいて形になったことは評価したいと思います。個別説明票の通し番号121番でも出ているんですけども、これだと事業の概要が少し分かりにくいので、健康ポイントと一口に言っても、各自自治体によって結構特徴が出るんです、見てみると。なので、国分寺

市のこの事業の概要について、記者会見の資料などもすごく分かりやすく助けにはなるんですけども、とうきょう健康応援事業とも連携するとありますので、この辺の絡みも含めて確認させていただきたいと思います。

○占部健康推進課長　健康ポイントアプリ導入事業につきましては、今後プロポーザル方式で事業者選定を行う予定でございます。事業者選定を行いながら、提案を踏まえて、事業組みについてはこれから固めていくところになります。ただ、実施方法につきましては、できるだけ多くの方にいつでも健康行動の促進ができるような事業にしたいと考えておりますので、できるだけ使いやすいといいますか、年間を通して使えるような形で実施できないかというところで担当としては考えております。

また、東京都が実施するとうきょう健康応援事業との連携なんですが、市町村が独自で健康ポイント事業を実施した場合、東京都が実施するとうきょう健康応援事業との連携が可能となります。申請者の方が市区町村で実施する健康ポイント事業、国分寺市で実施する健康ポイント事業で一定の東京都の基準を満たした場合は、東京都のウェブシステムを通じてインセンティブの付与が行われます。市区町村は東京都のインセンティブ付与に係る審査を行うというところになっております。東京都のインセンティブとしては、都内の協賛店でサービスを受けることができる優待カードとか、二次元コード決済事業者のポイントに変換可能な東京都のポイントが付与されるということで聞いております。

○木島委員　分かりました。今、言われた東京都のインセンティブと、市は市で独自のアプリ上で電子マネー等の特典・インセンティブの付与が、その両方立てであるという理解でよろしいのですか。

○占部健康推進課長　委員おっしゃるとおり、市のポイントで市のインセンティブをもらえますし、東京都のインセンティブももらえる、二重取りができるということになります。

○木島委員　分かりました。こういった健康寿命をいかにして延ばしていくかということで様々な知恵、工夫、いろいろな事業をこれまでも進められてくる中で、気軽に、きっかけとしてスマートフォンにアプリを入れることでこういった事業ができるということで、なおかつ、そこに一定のインセンティブを乗せることで結果として健康づくりに資するのであれば、自治体としてこういった施策は積極的に取り入れていくべきだろうと思います。もちろん、このアプリを積極的に多くの方に入れていただきたいというのがありますけれども、入れた後、一つの動機づけがポイントだということもあると思うんですけども、実績のある自治体というか、数年前からこの事業を導入している自治体は、年々登録者数も増えていったり、あるいは健康改善に本当に意欲が上がったという効果なども見てとれますので、ぜひ、市としても改めてそういう目的を踏まえて、しっかりとその辺りの進行管理に努めていただきたいと思います。その辺りの市の考え方について見解を求めておきたいと思います。

○占部健康推進課長　他市の健康ポイント事業につきましても、これまで研究を進めてきたところであります。今後、国分寺市の事業としてよりいいものになるように進行管理を実施していきたいと考えております。

○木島委員　分かりました。それと、あとは登録を促すために様々な媒体等を通じて促されると思うんですけども、以前、一般質問のときにも触れたと思うんですけども先進事例をいろいろ調べていると、このアプリというのが身近だということで、若い方がかなり積極的に取り入れられているという事例も紹介させていただきました。なので、その辺りについても周知の方法というか、近隣市などの導入事例は当然市もつかんでいると思うので、実績などを確認しながら訴えかけ、アプローチの仕方などをぜひ、研究してほしいと思います。また、高齢者の方は、なかなかアプリのインストールという部分で最初に苦戦され

る方もいらっしゃると思うので、例えばなのですけども、地域包括支援センターなど、あとはスマホ教室ということもそれぞれこれまでも高齢者の施策としてやってきていただいている部分もあると思うので、そういったところともよく連携しながら、まずはより多くの方に登録していただけるような努力を求めているとおきたいと思います。この点について、市の見解を求めます。

○占部健康推進課長 予算としましてはチラシであるとかポスター、あとは広報の方法としては市報、ホームページ、エックスといった様々な広報ツールを使って周知を図ってまいりたいと思います。若い方から御高齢の方まで多くの年代に対応できるように、他課とも連携しながら周知を図ってまいりたいと考えております。

○寺嶋委員 関連で質疑させていただきます。ちょっと気になった部分は、国分寺市健康ポイントアプリに関して、今おっしゃっていただいた国分寺市独自のインセンティブが付与されますと、恐らく何かポイントのようなものが付与された上で、そのポイントというものがどんなふうに活用できるのかといったものがちょっと分からなかったもので、その点を教えてください。

○占部健康推進課長 先ほども答弁させていただきましたが、今後事業者を決めていくことになりますので、その事業者のアプリの仕様によって、どのポイントに変換できるのかといったところが変わってきますので、そこについては今後調整を行っていくというように考えております。

○寺嶋委員 分かりました。今後、事業者と調整ということです。その上で、いろいろとまだ確認させていただきたいことがありまして、このアプリですね、実際にもう開発が一通りつきましたと、この後運用をしていただく会社を探しているという認識なんですけど、その上で、このアプリ自体を常に同じ内容ではなく、ユーザーインターフェースだったり、そしてコンテンツといった部分を常にアップデートしていくという部分が非常に重要になってくるかなと。使い切りのアプリになってしまわないようにしっかりとその部分、継続して使ってもらえるような工夫といったものが必要になると思うのですが、そういった部分をしっかりと今後委託するであろう事業者のほうで行っていただくという認識でよろしいでしょうか。

○占部健康推進課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○寺嶋委員 かしこまりました。それででしたら、運用してくださる事業者と定期的にこういったコンテンツが人気なのかの実際のアプリを使った結果の検証等、そしてほかの自治体であったり、類似するようなアプリケーションの研究といった部分はぜひとも行っていただいて、より多くの人たちに楽しんでいただけるような対応をしていただければと思います。

そして、もう一点確認させてください。先ほど広報、周知の方法もお話いただきましたが、すごくローカルなものなので、チラシのようなオフラインのものも十分効果的だと思いますが、これはスマホアプリの認識なのでスマホ上に、さっきエックスなどもおっしゃってくださいましたが、スマホ上で直接周知を図っていくことによってそのままダウンロードしてもらうという、オフラインだったら1回二次元コードを読み込んでというワンクッション置く必要がない利用の仕方があると思います。そういった部分で、今回の部分には恐らく予算上ついていないのでできないと思うんですけど、今後、SNS広告みたいな部分を本当に短い期間だけでもエリアターゲティングというものもあるので、この国分寺市域だけに絞って打って、それで先ほどおっしゃっていたような若い層にまで幅を広げていくといったこともできると思うのですが、そういったことも今後検討していくことは可能でしょうか。

○占部健康推進課長 御意見を受け止めさせていただいて、研究させていただきたいと考えております。

○寺嶋委員 ぜひともよろしくお願いいたします。この近隣で一番はやる健康アプリになるよう、全力で

私もアシストできればと思っておりますのでよろしくお願いします。

○丸山委員長　このページで、ほかはよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○丸山委員長　それでは、230ページまで終了といたします。

それでは、本日はこの程度にとどめ、明日は款4、衛生費、項1、保健衛生費、231、232ページから進めたいと思います。

それでは、これにて予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後4時58分閉会